

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年3月11日提出
【発行者名】	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-4223-3037
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年9月11日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等およびファンドの投資対象とする「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の重大な約款変更(運用指図権限の委託先の変更)可決に伴う所要の変更を行うため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

## 第一部【証券情報】

## (7)【申込期間】

## &lt;訂正前&gt;

2024年 9月12日から2025年 9月11日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。主要投資対象である「ワールド・リート・オープン マザーファンド」について、運用指図権限の委託先を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクからシービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシーに変更する重大な約款変更の手続きを行う予定です。「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の重大な約款変更が見送られた場合、「申込期間」は2025年3月7日までとなります。

## &lt;訂正後&gt;

2024年 9月12日から2025年 9月11日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

## (12)【その他】

## &lt;更新後&gt;

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、3,000億円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型投信	内外	その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

##### 該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信（リート）およびその他の資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とするものをいう。

##### 属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回(隔月)	欧州		
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	
不動産投信	その他	中南米		なし
その他資産(投資信託 証券(株式・債券・ 不動産投信))		アフリカ		
		中近東(中東)		
資産複合		エマージング		

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

#### 該当する属性区分の定義について

その他資産(投資信託証券 (株式・債券・不動産投信))	投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として、株式・債券・不動産投信に投資する。
年12回(毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル(日本含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

#### [ ファンドの目的・特色 ]

## ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

**特色1** 世界各国の株式、リートおよび新興国の債券に分散投資を行います。

- ◆「グローバル株式インカム マザーファンド」、「ワールド・リート・オープン マザーファンド」、「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、世界各国の株式、リート(上場不動産投資信託)\*および新興国(エマージング・カントリー)の債券を主要投資対象とします。
- ◆原則として、為替ヘッジは行いません。



\*【リート(上場不動産投資信託)】

複数の投資者から集めた資金等で様々な不動産に投資し、その投資先の不動産から生じる賃料や売却益等を投資者に配当金として分配する仕組みの商品です。

### ● 投資対象地域における投資状況(2024年12月30日現在)



※上記の投資状況は、将来変更となる可能性があります。

## 特色2

各マザーファンドへ当ファンドの純資産総額に対して3分の1程度の投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。

- ◆ 3資産に分散投資を行うことで収益源を多様化し、安定的な収益の確保とリスク分散を図ります。
- ◆ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 各マザーファンドの想定組入比率



資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

## 特色3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

### 収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
- 原則として、配当等収益や分配対象額の水準等を考慮し、安定した分配を継続することをめざします。基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。

- ◆ 毎年7月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。



上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

## 収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



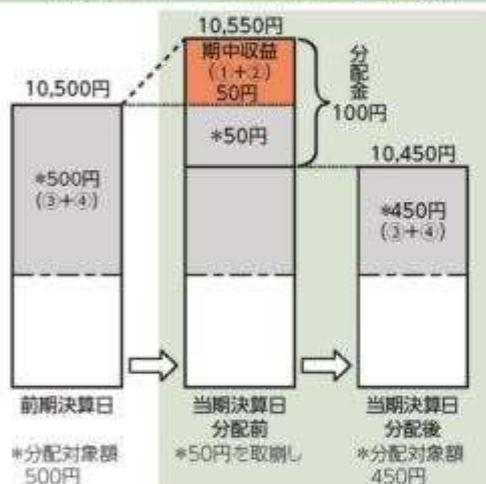
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

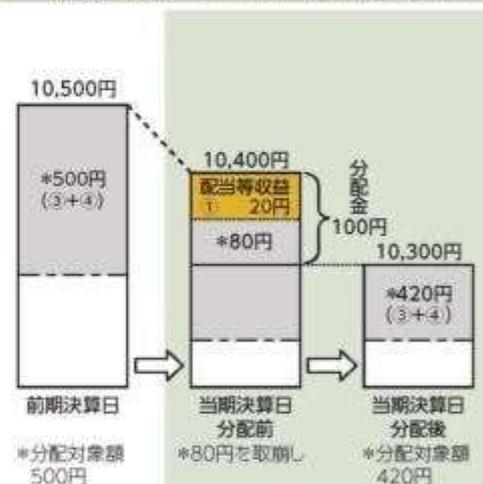
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



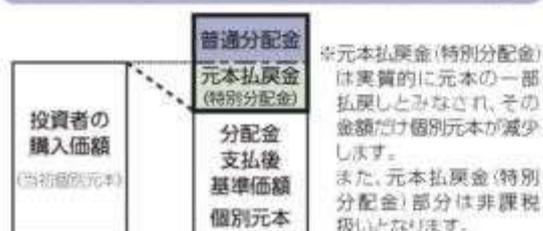
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

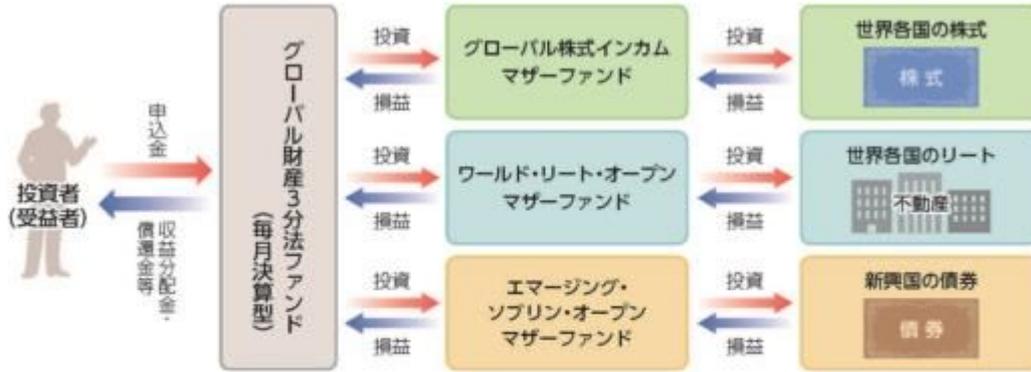


普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## ■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



- ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

## ■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

## 特色 各マザーファンドの特色

### グローバル株式インカム マザーファンド

- ① 主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。
    - 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
  - ② 銘柄選定の基準として企業の信用度を重視します。  
原則として、取得時において投資適格の長期発行体格付けを有する企業に投資を行います。
  - ③ 原則として、為替ヘッジは行いません。
- 資金動向や市況動向等によっては、①～③のような運用ができない場合があります。
- ④ UBSアセット・マネジメント株式会社からアドバイスを受け、運用を行います。

### ワールド・リート・オープン マザーファンド

- ① 世界各国のリート（上場不動産投資信託）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
    - リートの組入比率は、原則として高位を保ちます。
  - ② ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、業種（セクター）配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。
  - ③ 原則として、為替ヘッジは行いません。
- 資金動向や市況動向等によっては、①～③のような運用ができない場合があります。
- ④ モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（MSIM（米国））に運用指図の権限を委託します。

◆ 当マザーファンドにおける運用体制は以下の通りです。



- MSIM(米国)にマザーファンドの資金配分および不動産投資信託証券の運用に関する権限を委託します。
- MSIM(米国)は、欧州地域および中東地域の不動産投資信託証券に関する運用の指図に関する権限をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（MSIM(ロンドン)）に、アジア・オセアニア地域（日本を含みます。）の不動産投資信託証券に関する運用の指図に関する権限をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー（MSIM(シンガポール)）に、更に委託することができます。

\*「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の約款変更の実施が可決されたため、「ワールド・リート・オープン マザーファンド」は2025年3月31日より以下の記載となります。



### ワールド・リート・オープン マザーファンド

- ① 世界各国のリート(上場不動産投資信託)を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
  - ・ リートの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ② ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、業種(セクター)配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。
- ③ 原則として、為替ヘッジは行いません。
- ④ シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシー(CBRE IM LRA)に運用指図の権限を委託します。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



### エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

- ① 新興国(エマージング・カントリー)のソブリン債券<sup>\*1</sup>および準ソブリン債券<sup>\*2</sup>を主要投資対象とし、高水準かつ安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

<sup>\*1</sup>【ソブリン債券】

ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、目国通貨債・外国通貨債があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

<sup>\*2</sup>【準ソブリン債券】

準ソブリン債券とは、政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

- ② グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・信用リスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。

- ・ 新興国が発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。
- ・ J.P. Morgan EMBI Global Diversified(円換算)をベンチマークとします。

- ③ 原則として、為替ヘッジは行いません。

米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、①～③のような運用ができない場合があります。

- ④ ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用指図の権限を委託します。

J.P. Morgan EMBI Global Diversified情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したのですが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

※投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等、運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

## (2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

- 2005年10月14日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始
- 2007年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用
- 2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から三菱UFJ国際投信株式会社に承継

## &lt;訂正後&gt;

2005年10月14日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2007年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用

2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から  
三菱UFJ国際投信株式会社に承継

2025年3月31日 ファンドの主要投資対象であるワールド・リート・オープン マザーファン  
ドの資金配分および不動産投資信託証券の運用に関する権限の委託先を  
「モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク」か  
ら「シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリ  
アルアセット・エルエルシー」に変更。（予定）

## (3)【ファンドの仕組み】

## &lt;訂正前&gt;

## 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

## 委託会社の概況（2024年6月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日  
1985年8月1日
- ・資本金  
2,000百万円
- ・沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更  
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更  
2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更

## ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	211,581株	100.0%

## &lt;訂正後&gt;

## 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

## 委託会社の概況（2024年12月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日  
1985年8月1日
- ・資本金  
2,000百万円
- ・沿革
  - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
  - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
  - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
  - 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
  - 2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更

## ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 2【投資方針】

## (2)【投資対象】

## &lt;訂正前&gt;

グローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマーシング・ソブリン・オープン マザーファンドの各受益証券を通じて、世界各国の株式、上場不動産投資信託および新興国の債券を主要投資対象とします。

## 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．約束手形
- c．金銭債権

## 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者と

し、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたグローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの各受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- b. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.、b.の証券または証書の性質を有するもの
- d. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- e. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- f. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、a.の証券およびc.の証券または証書のうちa.の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)に限り行うことができるものとします。また、d.の証券およびe.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形

#### 特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa.からd.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

### グローバル株式インカム マザーファンド

#### - 運用の基本方針 -

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行います。  
株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。  
外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。  
資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

- (1) 株式への投資は、制限を設けません。
- (2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (3) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (5) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (6) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (7) 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。
- (8) スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。
- (9) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。
- (10) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (11) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

ワールド・リート・オープン マザーファンド

- 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。  
ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。  
不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。  
外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。  
資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。  
運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに運用の指図に関する権限を委託します。また、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに更に委託することができます。

### 3. 投資制限

- (1) 主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限ります。
- (2) 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- (3) 投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。
- (4) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- (5) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の重大な約款変更の実施が確定した場合、  
「ワールド・リート・オープン マザーファンド」は2025年3月31日より以下の記載となります。

#### - 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。

ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用指図委託契約に基づき、シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リ

ステッドリアルアセット・エルエルシーに運用の指図に関する権限を委託します。<sup>(注)</sup>

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

### 3. 投資制限

- (1) 主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限ります。
- (2) 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- (3) 投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。
- (4) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- (5) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

#### - 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

エマージング・カントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）

グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。

イ．ブレディ債（エマージング・カントリーの政府が、1989年のブレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）

ロ．ユーロ債（米ドル建・ユーロ建）。（ブレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）

ハ．現地米ドル建債・現地ユーロ建債（エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。

イ．エマージング・カントリー単一国への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

ロ．ユーロ建資産への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

ハ．ソブリン債券以外への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。

ニ．エマージング・カントリーの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ホ．エマージング・カントリーの現地通貨建資産への投資は、行いません。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

債券等の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

## 3. 投資制限

(1) 株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- (2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (4) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (5) 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- (6) スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- (7) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (9) デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

以上

<訂正後>

グローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの各受益証券を通じて、世界各国の株式、上場不動産投資信託および新興国の債券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- a. 有価証券
- b. 約束手形
- c. 金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたグローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの各受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- b. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.、b.の証券または証書の性質を有するもの
- d. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- e. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- f. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、a.の証券およびc.の証券または証書のうちa.の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)に限り行うことができるものとします。また、d.の証券およびe.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形

特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa.からd.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

## グローバル株式インカム マザーファンド

### - 運用の基本方針 -

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行います。

株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

#### 3. 投資制限

(1) 株式への投資は、制限を設けません。

(2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

(3) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(5) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(6) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(7) 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。

(8) スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。

(9) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。

(10) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(11) デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リス

ク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

## ワールド・リート・オープン マザーファンド

### - 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。

ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに運用の指図に関する権限を委託します。また、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに更に委託することができます。

#### 3. 投資制限

(1) 主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限りません。

(2) 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

(3) 投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。

(4) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

(5) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の重大な約款変更の実施が確定したため、

「ワールド・リート・オープン マザーファンド」は2025年3月31日より以下の記載となります。

### - 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。

ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用指図委託契約に基づき、シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシーに運用の指図に関する権限を委託します。<sup>(注)</sup>

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

## 3. 投資制限

- (1) 主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限りします。
- (2) 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- (3) 投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。
- (4) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- (5) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

### エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

#### - 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

エマージング・カントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）

グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。

イ．ブレディ債（エマージング・カントリーの政府が、1989年のブレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）

ロ．ユーロ債（米ドル建・ユーロ建）。（ブレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）

ハ．現地米ドル建債・現地ユーロ建債（エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。

イ．エマージング・カンントリー単一国への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

ロ．ユーロ建資産への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

ハ．ソブリン債券以外への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。

ニ．エマージング・カンントリーの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ホ．エマージング・カンントリーの現地通貨建資産への投資は、行いません。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

債券等の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

### 3．投資制限

- (1) 株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (4) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (5) 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- (6) スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- (7) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (9) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

以上

### 3【投資リスク】

<更新後>

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

#### 価格変動リスク

- a．株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。
- b．リートの価格は当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リートの価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

#### 金利変動リスク

- a．金利上昇時にはリートの配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リートの価格が下落してファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リートが資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リートの価格や配当率が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。
- b．投資している国の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。債券については、米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。

#### 為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建、豪ドル建およびユーロ建等の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

#### 信用リスク

- a．投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。
- b．債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

#### 流動性リスク

- a．有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。
- b．一般的に、リートや新興国の債券は、市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

#### カントリー・リスク

- a．投資している国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、ファンドが保有している有価証券等の価格が大きく変動する可能性があります。
- b．新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- (a) 先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
  - (b) 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
  - (c) 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
  - (d) 先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。
- この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

#### リートの構造上のリスク

##### a. リートが投資する不動産に関するリスク

リートが投資を行う不動産の特性(所在地、使用目的、権利関係など)や状況(稼働率、賃料水準など)に対する評価は、リートの価格形成等に影響を与えることがあります。投資先の不動産が火災や自然災害等により被害を受けた場合等には、リートの価格が下落することがあります。

##### b. リートの経営陣等に関するリスク

リートの経営陣等による不動産の取得・運営管理手法等が、リートの収益力や財務力に影響を与え、ひいてはリートの価格形成等に影響を与えることがあります。

##### c. リートの資金調達に関するリスク

リートは制度上、収益の一定割合以上を投資者に配当する必要があるため、内部留保できる資金額には限界があり、新たな不動産の取得や開発にあたっては、外部から資金を調達する場合があります。債務が過大となり、財務内容が良好でないと判断されたリートは、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。

##### d. リートの規模に関するリスク

一般的にリートの時価総額は事業会社等と比較して規模が小さく、資本市場での認知度も低いことから、資金調達に支障をきたすことがあります。

##### e. リートの規制環境に関するリスク

リートに関する法律・税制・会計等の規制環境の変化は、リートの価格形成等に影響を与えることがあります。

#### ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

#### カウンターパーティー・リスク(取引相手先の決済不履行リスク)

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

#### 運用指図の権限委託に係る留意点

委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更することができます。

#### その他の主な留意点

- a. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- c. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- d. 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合

や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

### コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

### リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

### 内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したのものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

### 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っていません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4【手数料等及び税金】

### (3)【信託報酬等】

<訂正前>

- a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年

1.5730%（税抜1.4300%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数/365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.8000%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.5500%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0800%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

なお、委託会社の信託報酬には、以下の投資顧問報酬が含まれます。

a．ワールド・リート・オープン マザーファンドに係る投資顧問報酬

委託会社が受ける報酬から、原則として毎年6・12月の10日（休業日の場合は翌営業日）およびワールド・リート・オープン マザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬の合計額は、ワールド・リート・オープン マザーファンドの計算期間を通じて毎日、ワールド・リート・オープン マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限0.60%）をかけた額とします。

b．エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドに係る投資顧問報酬

委託会社が受ける報酬から、原則として毎年2・8月の5日（休業日の場合は翌営業日）およびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの計算期間を通じて毎日、エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限0.50%）をかけた額とします。

「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の重大な約款変更の実施が確定した場合、当ファンドについて約款変更を実施し、2025年3月31日より以下の記載となります。

a．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.496%（税抜1.36%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数/365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.73%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等

販売会社	0.55%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

なお、委託会社の信託報酬には、以下の投資顧問報酬が含まれます。

a. ワールド・リート・オープン マザーファンドに係る投資顧問報酬

委託会社が受ける報酬から、原則として毎年6・12月の10日（休業日の場合は翌営業日）およびワールド・リート・オープン マザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬の合計額は、ワールド・リート・オープン マザーファンドの計算期間を通じて毎日、ワールド・リート・オープン マザーファンドの純資産総額に対して、年率0.30%をかけた額とします。

b. エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドに係る投資顧問報酬

委託会社が受ける報酬から、原則として毎年2・8月の5日（休業日の場合は翌営業日）およびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの計算期間を通じて毎日、エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限0.50%）をかけた額とします。

<訂正後>

- a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.5730%（税抜1.4300%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × （保有日数 / 365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.8000%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.5500%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0800%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

なお、委託会社の信託報酬には、以下の投資顧問報酬が含まれます。

a. ワールド・リート・オープン マザーファンドに係る投資顧問報酬

委託会社が受ける報酬から、原則として毎年6・12月の10日（休業日の場合は翌営業日）およびワールド・リート・オープン マザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬の合計額は、ワールド・リート・オープン マザーファンドの計算期間を通じて毎日、ワールド・リート・オープン マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限0.60%）をかけた額とします。

## b. エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドに係る投資顧問報酬

委託会社が受ける報酬から、原則として毎年2・8月の5日（休業日の場合は翌営業日）およびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの計算期間を通じて毎日、エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限0.50%）をかけた額とします。

「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の重大な約款変更の実施が確定したため、当ファンドについて約款変更を実施し、2025年3月31日より以下の記載となります。

- a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.496%（税抜1.36%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数/365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.73%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.55%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

なお、委託会社の信託報酬には、以下の投資顧問報酬が含まれます。

## a. ワールド・リート・オープン マザーファンドに係る投資顧問報酬

委託会社が受ける報酬から、原則として毎年6・12月の10日（休業日の場合は翌営業日）およびワールド・リート・オープン マザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬の合計額は、ワールド・リート・オープン マザーファンドの計算期間を通じて毎日、ワールド・リート・オープン マザーファンドの純資産総額に対して、年率0.30%をかけた額とします。

## b. エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドに係る投資顧問報酬

委託会社が受ける報酬から、原則として毎年2・8月の5日（休業日の場合は翌営業日）およびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの計算期間を通じて毎日、エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限0.50%）をかけた額とします。

## （5）【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

## 個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

## 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

## 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2024年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## （参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2024年6月13日～2024年12月12日）における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.59%	1.57%	0.02%

（比率は年率、表示桁数未満四捨五入）

※当期間後に信託報酬率に変更となります。

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

## 5【運用状況】

### 【グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）】

#### （1）【投資状況】

2024年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	12,613,194,262	97.52
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		320,392,975	2.48
純資産総額		12,933,587,237	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### （2）【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a 評価額上位30銘柄

2024年12月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （%）
日本	親投資信託受益証券	グローバル株式インカム マザーファンド	691,793,551	5.8832	4,069,959,820	6.0920	4,214,406,312	32.58
日本	親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	735,104,797	5.6447	4,149,474,453	5.7301	4,212,223,997	32.57
日本	親投資信託受益証券	ワールド・リート・オープン マザーファンド	1,082,051,111	3.8673	4,184,616,262	3.8691	4,186,563,953	32.37

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

##### b 全銘柄の種類/業種別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	97.52
合計	97.52

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

##### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### （３）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第111計算期間末日 (2015年 1月13日)	23,693,388,698	23,721,530,044	8,419	8,429
第112計算期間末日 (2015年 2月12日)	23,869,973,431	23,925,153,461	8,652	8,672
第113計算期間末日 (2015年 3月12日)	23,225,536,456	23,279,730,597	8,571	8,591
第114計算期間末日 (2015年 4月13日)	23,131,152,079	23,184,098,969	8,737	8,757
第115計算期間末日 (2015年 5月12日)	22,659,579,235	22,711,841,637	8,671	8,691
第116計算期間末日 (2015年 6月12日)	22,351,980,488	22,403,251,825	8,719	8,739
第117計算期間末日 (2015年 7月13日)	21,657,851,231	21,708,304,321	8,585	8,605
第118計算期間末日 (2015年 8月12日)	21,751,747,435	21,801,529,620	8,739	8,759
第119計算期間末日 (2015年 9月14日)	19,694,648,751	19,743,776,923	8,018	8,038
第120計算期間末日 (2015年10月13日)	20,170,589,874	20,219,397,253	8,265	8,285
第121計算期間末日 (2015年11月12日)	20,302,316,890	20,350,535,740	8,421	8,441
第122計算期間末日 (2015年12月14日)	19,341,303,821	19,388,921,206	8,124	8,144
第123計算期間末日 (2016年 1月12日)	18,260,650,619	18,319,493,637	7,758	7,783
第124計算期間末日 (2016年 2月12日)	16,654,220,504	16,712,766,157	7,112	7,137
第125計算期間末日 (2016年 3月14日)	18,217,734,692	18,275,950,144	7,823	7,848
第126計算期間末日 (2016年 4月12日)	17,416,982,987	17,474,834,637	7,527	7,552
第127計算期間末日 (2016年 5月12日)	17,539,627,167	17,597,135,099	7,625	7,650
第128計算期間末日 (2016年 6月13日)	17,053,027,033	17,110,083,813	7,472	7,497
第129計算期間末日 (2016年 7月12日)	16,882,647,250	16,939,402,017	7,437	7,462
第130計算期間末日 (2016年 8月12日)	16,919,245,435	16,975,627,464	7,502	7,527
第131計算期間末日 (2016年 9月12日)	16,717,433,732	16,773,619,801	7,438	7,463
第132計算期間末日 (2016年10月12日)	16,505,285,879	16,561,254,329	7,373	7,398
第133計算期間末日 (2016年11月14日)	16,503,843,131	16,559,533,083	7,409	7,434
第134計算期間末日 (2016年12月12日)	17,967,962,303	18,023,073,759	8,151	8,176
第135計算期間末日 (2017年 1月12日)	17,595,110,176	17,648,721,176	8,205	8,230
第136計算期間末日 (2017年 2月13日)	17,286,728,666	17,339,610,498	8,172	8,197
第137計算期間末日 (2017年 3月13日)	17,087,771,292	17,139,951,299	8,187	8,212
第138計算期間末日 (2017年 4月12日)	16,509,604,812	16,561,424,714	7,965	7,990
第139計算期間末日 (2017年 5月12日)	17,031,219,010	17,082,645,904	8,279	8,304
第140計算期間末日 (2017年 6月12日)	16,526,573,721	16,577,400,818	8,129	8,154
第141計算期間末日 (2017年 7月12日)	16,608,024,779	16,658,359,521	8,249	8,274
第142計算期間末日 (2017年 8月14日)	16,024,055,756	16,073,925,323	8,033	8,058

第143計算期間末日	(2017年 9月12日)	16,120,732,808	16,169,812,832	8,211	8,236
第144計算期間末日	(2017年10月12日)	16,385,970,813	16,434,455,565	8,449	8,474
第145計算期間末日	(2017年11月13日)	16,182,585,734	16,230,185,430	8,499	8,524
第146計算期間末日	(2017年12月12日)	16,110,938,230	16,158,048,095	8,550	8,575
第147計算期間末日	(2018年 1月12日)	15,865,300,756	15,912,087,921	8,477	8,502
第148計算期間末日	(2018年 2月13日)	14,678,092,686	14,724,495,309	7,908	7,933
第149計算期間末日	(2018年 3月12日)	14,578,814,810	14,625,121,431	7,871	7,896
第150計算期間末日	(2018年 4月12日)	14,439,294,211	14,485,421,211	7,826	7,851
第151計算期間末日	(2018年 5月14日)	14,720,962,217	14,766,945,958	8,003	8,028
第152計算期間末日	(2018年 6月12日)	14,816,573,519	14,862,302,949	8,100	8,125
第153計算期間末日	(2018年 7月12日)	14,886,907,571	14,932,166,228	8,223	8,248
第154計算期間末日	(2018年 8月13日)	14,493,798,773	14,538,787,916	8,054	8,079
第155計算期間末日	(2018年 9月12日)	14,517,330,721	14,562,117,998	8,103	8,128
第156計算期間末日	(2018年10月12日)	13,977,609,479	14,022,098,606	7,855	7,880
第157計算期間末日	(2018年11月12日)	14,311,539,278	14,355,823,040	8,079	8,104
第158計算期間末日	(2018年12月12日)	13,831,656,605	13,875,623,364	7,865	7,890
第159計算期間末日	(2019年 1月15日)	13,087,247,532	13,130,985,526	7,480	7,505
第160計算期間末日	(2019年 2月12日)	13,771,702,355	13,815,265,742	7,903	7,928
第161計算期間末日	(2019年 3月12日)	13,844,953,422	13,888,198,598	8,004	8,029
第162計算期間末日	(2019年 4月12日)	14,049,907,321	14,092,703,968	8,207	8,232
第163計算期間末日	(2019年 5月13日)	13,591,346,776	13,633,954,058	7,975	8,000
第164計算期間末日	(2019年 6月12日)	13,509,557,551	13,552,085,684	7,942	7,967
第165計算期間末日	(2019年 7月12日)	13,645,902,612	13,688,262,055	8,054	8,079
第166計算期間末日	(2019年 8月13日)	12,813,367,844	12,855,543,647	7,595	7,620
第167計算期間末日	(2019年 9月12日)	13,433,478,965	13,475,471,065	7,998	8,023
第168計算期間末日	(2019年10月15日)	13,270,980,154	13,312,720,594	7,949	7,974
第169計算期間末日	(2019年11月12日)	13,422,222,582	13,463,450,045	8,139	8,164
第170計算期間末日	(2019年12月12日)	13,310,087,771	13,350,967,646	8,140	8,165
第171計算期間末日	(2020年 1月14日)	13,528,744,160	13,569,043,429	8,393	8,418
第172計算期間末日	(2020年 2月12日)	13,339,753,537	13,379,477,514	8,395	8,420
第173計算期間末日	(2020年 3月12日)	10,711,054,837	10,750,432,966	6,800	6,825
第174計算期間末日	(2020年 4月13日)	10,291,309,826	10,330,453,661	6,573	6,598
第175計算期間末日	(2020年 5月12日)	10,073,967,801	10,112,988,606	6,454	6,479
第176計算期間末日	(2020年 6月12日)	10,515,480,106	10,554,415,999	6,752	6,777
第177計算期間末日	(2020年 7月13日)	10,570,630,489	10,609,462,267	6,805	6,830
第178計算期間末日	(2020年 8月12日)	10,919,654,421	10,958,337,024	7,057	7,082
第179計算期間末日	(2020年 9月14日)	10,675,832,491	10,714,280,613	6,942	6,967
第180計算期間末日	(2020年10月12日)	10,762,886,560	10,801,336,994	6,998	7,023
第181計算期間末日	(2020年11月12日)	11,047,710,623	11,086,005,044	7,212	7,237
第182計算期間末日	(2020年12月14日)	11,070,128,329	11,107,932,607	7,321	7,346
第183計算期間末日	(2021年 1月12日)	11,139,207,484	11,176,750,349	7,418	7,443
第184計算期間末日	(2021年 2月12日)	11,336,820,507	11,373,792,451	7,666	7,691
第185計算期間末日	(2021年 3月12日)	11,606,796,722	11,643,467,654	7,913	7,938

第186計算期間末日	(2021年 4月12日)	11,817,814,704	11,854,118,470	8,138	8,163
第187計算期間末日	(2021年 5月12日)	11,913,246,931	11,949,279,111	8,266	8,291
第188計算期間末日	(2021年 6月14日)	12,366,821,698	12,402,696,335	8,618	8,643
第189計算期間末日	(2021年 7月12日)	12,272,347,328	12,308,098,292	8,582	8,607
第190計算期間末日	(2021年 8月12日)	12,281,586,409	12,317,106,052	8,644	8,669
第191計算期間末日	(2021年 9月13日)	12,140,832,435	12,176,108,822	8,604	8,629
第192計算期間末日	(2021年10月12日)	12,106,780,524	12,141,894,210	8,620	8,645
第193計算期間末日	(2021年11月12日)	12,468,404,024	12,503,194,959	8,960	8,985
第194計算期間末日	(2021年12月13日)	12,214,275,524	12,248,884,583	8,823	8,848
第195計算期間末日	(2022年 1月12日)	12,379,034,779	12,413,342,787	9,021	9,046
第196計算期間末日	(2022年 2月14日)	11,908,570,006	11,942,738,768	8,713	8,738
第197計算期間末日	(2022年 3月14日)	11,475,824,498	11,509,810,363	8,442	8,467
第198計算期間末日	(2022年 4月12日)	12,489,781,424	12,523,557,111	9,245	9,270
第199計算期間末日	(2022年 5月12日)	11,719,603,983	11,753,223,731	8,715	8,740
第200計算期間末日	(2022年 6月13日)	11,982,424,914	12,015,953,589	8,934	8,959
第201計算期間末日	(2022年 7月12日)	11,695,554,597	11,729,011,121	8,739	8,764
第202計算期間末日	(2022年 8月12日)	12,146,589,162	12,180,018,382	9,084	9,109
第203計算期間末日	(2022年 9月12日)	12,421,801,784	12,455,097,794	9,327	9,352
第204計算期間末日	(2022年10月12日)	11,266,830,032	11,300,000,200	8,492	8,517
第205計算期間末日	(2022年11月14日)	11,779,803,432	11,812,881,925	8,903	8,928
第206計算期間末日	(2022年12月12日)	11,686,799,666	11,719,801,601	8,853	8,878
第207計算期間末日	(2023年 1月12日)	11,369,643,788	11,402,578,709	8,630	8,655
第208計算期間末日	(2023年 2月13日)	11,458,170,587	11,490,972,143	8,733	8,758
第209計算期間末日	(2023年 3月13日)	11,092,771,833	11,125,478,705	8,479	8,504
第210計算期間末日	(2023年 4月12日)	11,344,848,566	11,377,484,533	8,690	8,715
第211計算期間末日	(2023年 5月12日)	11,406,209,261	11,438,764,040	8,759	8,784
第212計算期間末日	(2023年 6月12日)	11,693,057,988	11,725,326,875	9,059	9,084
第213計算期間末日	(2023年 7月12日)	11,797,019,722	11,828,992,709	9,224	9,249
第214計算期間末日	(2023年 8月14日)	12,183,817,200	12,215,561,159	9,595	9,620
第215計算期間末日	(2023年 9月12日)	12,127,936,185	12,159,506,866	9,604	9,629
第216計算期間末日	(2023年10月12日)	11,924,501,580	11,956,000,396	9,464	9,489
第217計算期間末日	(2023年11月13日)	12,039,110,155	12,070,503,042	9,587	9,612
第218計算期間末日	(2023年12月12日)	12,178,581,403	12,209,704,796	9,782	9,807
第219計算期間末日	(2024年 1月12日)	12,400,593,740	12,431,496,311	10,032	10,057
第220計算期間末日	(2024年 2月13日)	12,577,655,046	12,608,311,854	10,257	10,282
第221計算期間末日	(2024年 3月12日)	12,628,283,899	12,658,747,822	10,363	10,388
第222計算期間末日	(2024年 4月12日)	12,841,038,680	12,871,220,265	10,636	10,661
第223計算期間末日	(2024年 5月13日)	13,145,645,744	13,175,736,349	10,922	10,947
第224計算期間末日	(2024年 6月12日)	13,187,375,200	13,217,392,936	10,983	11,008
第225計算期間末日	(2024年 7月12日)	12,834,264,280	13,670,828,664	10,739	11,439
第226計算期間末日	(2024年 8月13日)	12,111,028,542	12,141,439,272	9,956	9,981
第227計算期間末日	(2024年 9月12日)	12,213,197,156	12,243,569,721	10,053	10,078
第228計算期間末日	(2024年10月15日)	12,842,104,192	12,872,422,507	10,589	10,614

第229計算期間末日	(2024年11月12日)	13,047,645,247	13,077,867,984	10,793	10,818
第230計算期間末日	(2024年12月12日)	12,765,088,521	12,795,125,428	10,625	10,650
	2023年12月末日	12,350,339,798		9,971	
	2024年 1月末日	12,492,877,154		10,167	
	2月末日	12,753,956,136		10,437	
	3月末日	13,048,339,950		10,780	
	4月末日	13,045,670,013		10,815	
	5月末日	13,138,204,553		10,931	
	6月末日	13,511,057,590		11,294	
	7月末日	12,640,436,697		10,381	
	8月末日	12,362,019,861		10,171	
	9月末日	12,435,114,390		10,240	
	10月末日	13,026,694,810		10,771	
	11月末日	12,864,190,257		10,658	
	12月末日	12,933,587,237		10,793	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第111計算期間	10円
第112計算期間	20円
第113計算期間	20円
第114計算期間	20円
第115計算期間	20円
第116計算期間	20円
第117計算期間	20円
第118計算期間	20円
第119計算期間	20円
第120計算期間	20円
第121計算期間	20円
第122計算期間	20円
第123計算期間	25円
第124計算期間	25円
第125計算期間	25円
第126計算期間	25円
第127計算期間	25円
第128計算期間	25円
第129計算期間	25円
第130計算期間	25円
第131計算期間	25円
第132計算期間	25円
第133計算期間	25円
第134計算期間	25円
第135計算期間	25円

第136計算期間	25円
第137計算期間	25円
第138計算期間	25円
第139計算期間	25円
第140計算期間	25円
第141計算期間	25円
第142計算期間	25円
第143計算期間	25円
第144計算期間	25円
第145計算期間	25円
第146計算期間	25円
第147計算期間	25円
第148計算期間	25円
第149計算期間	25円
第150計算期間	25円
第151計算期間	25円
第152計算期間	25円
第153計算期間	25円
第154計算期間	25円
第155計算期間	25円
第156計算期間	25円
第157計算期間	25円
第158計算期間	25円
第159計算期間	25円
第160計算期間	25円
第161計算期間	25円
第162計算期間	25円
第163計算期間	25円
第164計算期間	25円
第165計算期間	25円
第166計算期間	25円
第167計算期間	25円
第168計算期間	25円
第169計算期間	25円
第170計算期間	25円
第171計算期間	25円
第172計算期間	25円
第173計算期間	25円
第174計算期間	25円
第175計算期間	25円
第176計算期間	25円
第177計算期間	25円
第178計算期間	25円

第179計算期間	25円
第180計算期間	25円
第181計算期間	25円
第182計算期間	25円
第183計算期間	25円
第184計算期間	25円
第185計算期間	25円
第186計算期間	25円
第187計算期間	25円
第188計算期間	25円
第189計算期間	25円
第190計算期間	25円
第191計算期間	25円
第192計算期間	25円
第193計算期間	25円
第194計算期間	25円
第195計算期間	25円
第196計算期間	25円
第197計算期間	25円
第198計算期間	25円
第199計算期間	25円
第200計算期間	25円
第201計算期間	25円
第202計算期間	25円
第203計算期間	25円
第204計算期間	25円
第205計算期間	25円
第206計算期間	25円
第207計算期間	25円
第208計算期間	25円
第209計算期間	25円
第210計算期間	25円
第211計算期間	25円
第212計算期間	25円
第213計算期間	25円
第214計算期間	25円
第215計算期間	25円
第216計算期間	25円
第217計算期間	25円
第218計算期間	25円
第219計算期間	25円
第220計算期間	25円
第221計算期間	25円

第222計算期間	25円
第223計算期間	25円
第224計算期間	25円
第225計算期間	700円
第226計算期間	25円
第227計算期間	25円
第228計算期間	25円
第229計算期間	25円
第230計算期間	25円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第111計算期間	0.32
第112計算期間	3.00
第113計算期間	0.70
第114計算期間	2.17
第115計算期間	0.52
第116計算期間	0.78
第117計算期間	1.30
第118計算期間	2.02
第119計算期間	8.02
第120計算期間	3.33
第121計算期間	2.12
第122計算期間	3.28
第123計算期間	4.19
第124計算期間	8.00
第125計算期間	10.34
第126計算期間	3.46
第127計算期間	1.63
第128計算期間	1.67
第129計算期間	0.13
第130計算期間	1.21
第131計算期間	0.51
第132計算期間	0.53
第133計算期間	0.82
第134計算期間	10.35
第135計算期間	0.96
第136計算期間	0.09
第137計算期間	0.48
第138計算期間	2.40
第139計算期間	4.25
第140計算期間	1.50
第141計算期間	1.78

第142計算期間	2.31
第143計算期間	2.52
第144計算期間	3.20
第145計算期間	0.88
第146計算期間	0.89
第147計算期間	0.56
第148計算期間	6.41
第149計算期間	0.15
第150計算期間	0.25
第151計算期間	2.58
第152計算期間	1.52
第153計算期間	1.82
第154計算期間	1.75
第155計算期間	0.91
第156計算期間	2.75
第157計算期間	3.16
第158計算期間	2.33
第159計算期間	4.57
第160計算期間	5.98
第161計算期間	1.59
第162計算期間	2.84
第163計算期間	2.52
第164計算期間	0.10
第165計算期間	1.72
第166計算期間	5.38
第167計算期間	5.63
第168計算期間	0.30
第169計算期間	2.70
第170計算期間	0.31
第171計算期間	3.41
第172計算期間	0.32
第173計算期間	18.70
第174計算期間	2.97
第175計算期間	1.43
第176計算期間	5.00
第177計算期間	1.15
第178計算期間	4.07
第179計算期間	1.27
第180計算期間	1.16
第181計算期間	3.41
第182計算期間	1.85
第183計算期間	1.66
第184計算期間	3.68

第185計算期間	3.54
第186計算期間	3.15
第187計算期間	1.88
第188計算期間	4.56
第189計算期間	0.12
第190計算期間	1.01
第191計算期間	0.17
第192計算期間	0.47
第193計算期間	4.23
第194計算期間	1.25
第195計算期間	2.52
第196計算期間	3.13
第197計算期間	2.82
第198計算期間	9.80
第199計算期間	5.46
第200計算期間	2.79
第201計算期間	1.90
第202計算期間	4.23
第203計算期間	2.95
第204計算期間	8.68
第205計算期間	5.13
第206計算期間	0.28
第207計算期間	2.23
第208計算期間	1.48
第209計算期間	2.62
第210計算期間	2.78
第211計算期間	1.08
第212計算期間	3.71
第213計算期間	2.09
第214計算期間	4.29
第215計算期間	0.35
第216計算期間	1.19
第217計算期間	1.56
第218計算期間	2.29
第219計算期間	2.81
第220計算期間	2.49
第221計算期間	1.27
第222計算期間	2.87
第223計算期間	2.92
第224計算期間	0.78
第225計算期間	4.15
第226計算期間	7.05
第227計算期間	1.22

第228計算期間	5.58
第229計算期間	2.16
第230計算期間	1.32

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配の額)を控除した額を当該基準価額(分配の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第111計算期間	86,744,167	732,469,305	28,141,346,906
第112計算期間	124,712,393	676,044,128	27,590,015,171
第113計算期間	101,843,120	594,787,451	27,097,070,840
第114計算期間	59,497,058	683,122,668	26,473,445,230
第115計算期間	56,449,096	398,693,217	26,131,201,109
第116計算期間	68,690,531	564,222,680	25,635,668,960
第117計算期間	59,388,170	468,511,846	25,226,545,284
第118計算期間	45,371,992	380,824,679	24,891,092,597
第119計算期間	50,076,900	377,083,458	24,564,086,039
第120計算期間	30,607,538	191,003,750	24,403,689,827
第121計算期間	45,708,788	339,973,591	24,109,425,024
第122計算期間	34,920,995	335,653,055	23,808,692,964
第123計算期間	36,908,356	308,393,896	23,537,207,424
第124計算期間	47,008,740	165,954,942	23,418,261,222
第125計算期間	36,569,413	168,649,520	23,286,181,115
第126計算期間	30,580,779	176,101,625	23,140,660,269
第127計算期間	30,103,224	167,590,458	23,003,173,035
第128計算期間	31,437,530	211,898,296	22,822,712,269
第129計算期間	30,100,096	150,905,490	22,701,906,875
第130計算期間	29,225,697	178,320,957	22,552,811,615
第131計算期間	27,902,768	106,286,717	22,474,427,666
第132計算期間	30,019,249	117,066,650	22,387,380,265
第133計算期間	49,342,988	160,742,446	22,275,980,807
第134計算期間	30,305,695	261,703,786	22,044,582,716
第135計算期間	32,668,337	632,850,960	21,444,400,093
第136計算期間	27,331,826	318,998,971	21,152,732,948
第137計算期間	25,259,907	305,989,907	20,872,002,948
第138計算期間	35,691,346	179,733,485	20,727,960,809
第139計算期間	24,029,834	181,233,042	20,570,757,601
第140計算期間	24,664,608	264,583,405	20,330,838,804
第141計算期間	24,312,536	221,254,388	20,133,896,952
第142計算期間	28,193,817	214,263,668	19,947,827,101
第143計算期間	24,123,374	339,940,692	19,632,009,783
第144計算期間	33,259,991	271,368,640	19,393,901,134
第145計算期間	34,939,392	388,961,896	19,039,878,630
第146計算期間	24,496,928	220,429,432	18,843,946,126

第147計算期間	34,264,286	163,344,017	18,714,866,395
第148計算期間	37,850,954	191,668,124	18,561,049,225
第149計算期間	26,768,736	65,169,419	18,522,648,542
第150計算期間	21,821,671	93,670,041	18,450,800,172
第151計算期間	22,189,416	79,492,937	18,393,496,651
第152計算期間	20,079,155	121,803,535	18,291,772,271
第153計算期間	22,098,912	210,408,370	18,103,462,813
第154計算期間	24,089,406	131,894,777	17,995,657,442
第155計算期間	53,682,796	134,429,144	17,914,911,094
第156計算期間	47,307,561	166,567,557	17,795,651,098
第157計算期間	20,848,280	102,994,322	17,713,505,056
第158計算期間	32,494,342	159,295,717	17,586,703,681
第159計算期間	23,561,916	115,067,601	17,495,197,996
第160計算期間	28,144,700	97,987,735	17,425,354,961
第161計算期間	20,383,685	147,668,030	17,298,070,616
第162計算期間	33,998,320	213,410,092	17,118,658,844
第163計算期間	29,492,861	105,238,613	17,042,913,092
第164計算期間	32,122,970	63,782,590	17,011,253,472
第165計算期間	23,120,261	90,596,478	16,943,777,255
第166計算期間	19,934,513	93,390,455	16,870,321,313
第167計算期間	29,172,143	102,653,447	16,796,840,009
第168計算期間	28,603,436	129,267,211	16,696,176,234
第169計算期間	21,212,847	226,403,663	16,490,985,418
第170計算期間	22,419,698	161,454,735	16,351,950,381
第171計算期間	26,430,009	258,672,759	16,119,707,631
第172計算期間	27,145,354	257,262,121	15,889,590,864
第173計算期間	36,478,237	174,817,145	15,751,251,956
第174計算期間	39,013,281	132,731,054	15,657,534,183
第175計算期間	27,139,232	76,351,301	15,608,322,114
第176計算期間	35,219,845	69,184,542	15,574,357,417
第177計算期間	33,350,043	74,996,179	15,532,711,281
第178計算期間	25,123,940	84,793,636	15,473,041,585
第179計算期間	27,115,912	120,908,524	15,379,248,973
第180計算期間	26,761,918	25,837,084	15,380,173,807
第181計算期間	26,970,380	89,375,565	15,317,768,622
第182計算期間	20,693,689	216,750,848	15,121,711,463
第183計算期間	23,296,485	127,861,549	15,017,146,399
第184計算期間	26,019,004	254,387,791	14,788,777,612
第185計算期間	39,370,396	159,774,921	14,668,373,087
第186計算期間	18,294,958	165,161,616	14,521,506,429
第187計算期間	21,667,866	130,301,956	14,412,872,339
第188計算期間	28,560,438	91,577,943	14,349,854,834
第189計算期間	19,454,521	68,923,531	14,300,385,824

第190計算期間	17,505,320	110,033,559	14,207,857,585
第191計算期間	19,557,307	116,859,776	14,110,555,116
第192計算期間	17,825,599	82,906,300	14,045,474,415
第193計算期間	18,204,564	147,304,720	13,916,374,259
第194計算期間	21,168,635	93,919,215	13,843,623,679
第195計算期間	21,555,351	141,975,609	13,723,203,421
第196計算期間	25,391,128	81,089,679	13,667,504,870
第197計算期間	20,184,134	93,342,840	13,594,346,164
第198計算期間	17,872,039	101,943,181	13,510,275,022
第199計算期間	18,823,300	81,199,013	13,447,899,309
第200計算期間	24,514,830	60,943,801	13,411,470,338
第201計算期間	21,049,445	49,910,041	13,382,609,742
第202計算期間	22,000,341	32,921,998	13,371,688,085
第203計算期間	16,893,663	70,177,566	13,318,404,182
第204計算期間	16,990,993	67,327,652	13,268,067,523
第205計算期間	21,184,531	57,854,804	13,231,397,250
第206計算期間	16,512,456	47,135,371	13,200,774,335
第207計算期間	27,091,117	53,896,827	13,173,968,625
第208計算期間	20,643,281	73,989,198	13,120,622,708
第209計算期間	17,345,408	55,219,250	13,082,748,866
第210計算期間	22,442,093	50,803,776	13,054,387,183
第211計算期間	16,234,521	48,709,807	13,021,911,897
第212計算期間	15,271,316	129,628,374	12,907,554,839
第213計算期間	21,456,503	139,816,417	12,789,194,925
第214計算期間	20,814,841	112,426,065	12,697,583,701
第215計算期間	15,992,822	85,303,988	12,628,272,535
第216計算期間	18,790,312	47,536,227	12,599,526,620
第217計算期間	17,480,511	59,852,078	12,557,155,053
第218計算期間	16,999,669	124,797,499	12,449,357,223
第219計算期間	17,857,221	106,185,754	12,361,028,690
第220計算期間	17,555,409	115,860,650	12,262,723,449
第221計算期間	14,969,078	92,123,280	12,185,569,247
第222計算期間	13,994,089	126,929,258	12,072,634,078
第223計算期間	13,745,074	50,136,753	12,036,242,399
第224計算期間	24,518,802	53,666,616	12,007,094,585
第225計算期間	16,555,466	72,730,277	11,950,919,774
第226計算期間	255,908,883	42,536,395	12,164,292,262
第227計算期間	19,299,183	34,565,051	12,149,026,394
第228計算期間	15,087,837	36,788,148	12,127,326,083
第229計算期間	20,897,369	59,128,372	12,089,095,080
第230計算期間	18,443,168	92,775,341	12,014,762,907

(参考)

## グローバル株式インカム マザーファンド

## 投資状況

2024年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
株式	アメリカ	43,504,284,600	67.14
	イギリス	5,516,038,702	8.51
	日本	4,698,226,600	7.25
	スイス	2,024,570,580	3.12
	フランス	1,288,971,933	1.99
	ドイツ	1,094,775,490	1.69
	オランダ	1,019,636,831	1.57
	アイルランド	963,432,327	1.49
	スペイン	884,170,704	1.36
	香港	876,578,853	1.35
	カナダ	811,514,681	1.25
	ノルウェー	761,166,858	1.17
	小計	63,443,368,159	97.92
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		1,349,089,704	2.08
純資産総額		64,792,457,863	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## a 評価額上位30銘柄

2024年12月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半 導体製造装 置	163,057	28,624.03	4,667,349,284	38,240.01	6,235,302,126	9.62
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サー ビス	59,405	70,135.95	4,166,426,359	68,101.23	4,045,553,889	6.24
アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	230,378	9,385.45	2,162,202,368	9,123.82	2,101,927,957	3.24
アメリカ	株式	SEMPRA	公益事業	139,754	14,165.00	1,979,615,855	13,883.45	1,940,268,873	2.99
アメリカ	株式	WILLIAMS COS INC	エネルギー	221,475	8,982.22	1,989,339,234	8,532.22	1,889,675,462	2.92
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	42,766	39,103.65	1,672,307,063	38,148.27	1,631,448,940	2.52
アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	137,644	11,745.80	1,616,739,693	11,248.17	1,548,244,460	2.39
アメリカ	株式	T-MOBILE US INC	電気通信 サービス	43,784	38,489.79	1,685,237,252	35,277.30	1,544,581,461	2.38
イギリス	株式	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	保険	3,380,574	472.17	1,596,236,758	451.37	1,525,914,567	2.36

アメリカ	株式	BEST BUY CO INC	一般消費財・サービス流通・小売り	103,973	13,937.05	1,449,077,565	13,924.58	1,447,780,918	2.23
アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	72,729	20,627.47	1,500,215,844	19,210.96	1,397,193,982	2.16
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	730,800	1,814.00	1,325,671,200	1,846.00	1,349,056,800	2.08
アメリカ	株式	STARBUCKS CORP	消費者サービス	91,548	15,794.97	1,445,998,596	14,592.10	1,335,878,028	2.06
アメリカ	株式	AUTOMATIC DATA PROCESSING	商業・専門サービス	28,357	48,125.04	1,364,681,936	46,849.75	1,328,518,429	2.05
アメリカ	株式	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	素材	95,309	14,053.34	1,339,410,726	13,380.44	1,275,276,947	1.97
アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	109,093	11,892.68	1,297,408,626	11,406.35	1,244,354,010	1.92
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	156,900	7,672.27	1,203,779,248	7,832.00	1,228,840,800	1.90
アメリカ	株式	BLACKROCK INC	金融サービス	7,338	164,962.28	1,210,493,264	165,168.39	1,212,005,663	1.87
イギリス	株式	SPECTRIS PLC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	239,439	5,141.42	1,231,057,684	4,883.95	1,169,408,296	1.80
スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	71,314	15,748.18	1,123,065,958	15,574.58	1,110,686,097	1.71
アメリカ	株式	EMERSON ELECTRIC CO	資本財	55,106	20,699.60	1,140,672,457	19,884.80	1,095,772,219	1.69
ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア・サービス	27,717	39,910.64	1,106,203,209	39,498.34	1,094,775,490	1.69
アメリカ	株式	UNION PACIFIC CORP	運輸	29,150	36,930.16	1,076,514,451	36,370.32	1,060,195,044	1.64
アメリカ	株式	NXP SEMICONDUCTORS NV	半導体・半導体製造装置	30,276	34,574.13	1,046,766,660	33,812.55	1,023,708,970	1.58
オランダ	株式	KONINKLIJKE PHILIPS NV	ヘルスケア機器・サービス	252,043	4,092.45	1,031,473,537	4,045.48	1,019,636,831	1.57
アメリカ	株式	MASCO CORP	資本財	87,178	12,792.81	1,115,252,345	11,581.93	1,009,690,330	1.56
アメリカ	株式	ALLSTATE CORP	保険	32,031	32,175.28	1,030,606,618	30,655.28	981,919,402	1.52
アイルランド	株式	BANK OF IRELAND GROUP PLC	銀行	676,606	1,385.05	937,139,003	1,423.91	963,432,327	1.49
アメリカ	株式	COMCAST CORP-CLASS A	メディア・娯楽	156,545	6,808.69	1,065,866,548	5,999.76	939,233,588	1.45
スイス	株式	SANDOZ GROUP AG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	140,290	6,726.42	943,650,303	6,514.25	913,884,483	1.41

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年12月30日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	輸送用機器	1.17
		情報・通信業	0.86
		卸売業	1.90
		銀行業	2.08
		その他金融業	1.24
	外国	エネルギー	5.97
		素材	4.83

資本財	5.33
商業・専門サービス	2.84
運輸	1.64
耐久消費財・アパレル	1.35
消費者サービス	2.06
メディア・娯楽	2.70
一般消費財・サービス流通・小売り	3.60
生活必需品流通・小売り	0.79
食品・飲料・タバコ	6.69
ヘルスケア機器・サービス	1.57
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.09
銀行	7.65
金融サービス	1.87
保険	4.80
ソフトウェア・サービス	7.93
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.44
電気通信サービス	2.38
公益事業	4.92
半導体・半導体製造装置	11.20
小計	97.92
合計	97.92

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### ワールド・リート・オープン マザーファンド

#### 投資状況

2024年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
投資証券	アメリカ	82,121,884,638	75.70
	オーストラリア	7,344,835,286	6.77
	日本	5,785,997,700	5.33
	イギリス	3,570,943,000	3.29
	フランス	2,246,431,740	2.07
	シンガポール	1,746,108,586	1.61
	カナダ	1,084,498,912	1.00
	スペイン	896,653,663	0.83
	香港	787,267,241	0.73
	ベルギー	769,584,337	0.71

	ガンジー	537,167,817	0.50
	小計	106,891,372,920	98.54
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		1,586,892,358	1.46
純資産総額		108,478,265,278	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位30銘柄

2024年12月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	58,311	153,325.45	8,940,560,654	149,109.95	8,694,750,808	8.02
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	393,841	20,476.40	8,064,446,246	19,772.49	7,787,221,172	7.18
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	393,012	18,257.13	7,175,273,376	16,646.86	6,542,417,000	6.03
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	164,749	29,764.73	4,903,709,601	28,178.18	4,642,327,833	4.28
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	129,544	35,905.27	4,651,313,359	34,986.25	4,532,259,081	4.18
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	158,024	28,771.82	4,546,639,484	27,208.54	4,299,602,609	3.96
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	84,721	53,080.46	4,497,029,872	47,153.45	3,994,888,115	3.68
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	148,219	25,174.34	3,731,316,538	24,320.17	3,604,712,018	3.32
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	907,746	3,723.30	3,379,810,682	3,633.66	3,298,444,869	3.04
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	709,567	5,023.79	3,564,720,424	4,577.72	3,248,205,575	2.99
アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	434,331	5,961.80	2,589,396,380	5,868.47	2,548,861,918	2.35
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	107,644	26,022.19	2,801,132,814	23,424.87	2,521,547,374	2.32
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	237,740	9,658.47	2,296,204,848	9,315.22	2,214,600,450	2.04
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	259,624	8,934.00	2,319,482,478	8,329.75	2,162,605,299	1.99
アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	162,134	11,900.56	1,929,485,720	11,697.41	1,896,548,035	1.75
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	110,850	18,086.30	2,004,866,488	16,564.60	1,836,186,974	1.69
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	88,064	19,699.73	1,734,837,657	19,560.53	1,722,579,289	1.59
アメリカ	投資証券	KITE REALTY GROUP TRUST	409,933	4,217.70	1,728,978,294	3,962.40	1,624,322,209	1.50
アメリカ	投資証券	AGREE REALTY CORP	144,462	11,778.08	1,701,485,397	11,120.05	1,606,425,241	1.48
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	527,408	2,995.92	1,580,077,028	2,843.28	1,499,571,519	1.38
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	126,083	11,651.53	1,469,060,967	11,322.52	1,427,577,844	1.32
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	436,356	3,432.50	1,497,794,588	3,176.25	1,385,977,665	1.28
アメリカ	投資証券	URBAN EDGE PROPERTIES	394,092	3,579.61	1,410,697,004	3,380.30	1,332,151,789	1.23
アメリカ	投資証券	BXP INC	109,697	13,130.52	1,440,378,850	11,801.80	1,294,623,130	1.19
アメリカ	投資証券	CARETRUST REIT INC	297,418	4,561.91	1,356,794,505	4,280.35	1,273,053,374	1.17
アメリカ	投資証券	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	231,759	5,180.39	1,200,603,164	4,957.36	1,148,913,074	1.06
アメリカ	投資証券	KILROY REALTY CORP	174,636	6,578.70	1,148,878,935	6,498.03	1,134,790,735	1.05
オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	3,222,687	355.58	1,145,939,157	347.70	1,120,544,383	1.03
アメリカ	投資証券	EASTGROUP PROPERTIES INC	43,300	27,518.57	1,191,554,280	25,517.59	1,104,911,976	1.02
アメリカ	投資証券	LAMAR ADVERTISING CO-A	55,943	20,816.48	1,164,536,788	19,285.30	1,078,877,851	0.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資証券	98.54
合計	98.54

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

#### 投資状況

2024年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	ハンガリー	3,382,684,961	6.11
	ペルー	2,557,339,544	4.62
	ドミニカ共和国	2,261,209,398	4.08
	ルーマニア	2,210,866,789	3.99
	コロンビア	2,120,804,449	3.83
	コスタリカ	1,759,077,033	3.18
	エジプト	1,739,683,362	3.14
	アルゼンチン	1,739,536,337	3.14
	ウルグアイ	1,630,661,329	2.95
	オマーン	1,616,546,241	2.92
	アラブ首長国連邦	1,552,943,554	2.81
	トルコ	1,526,083,004	2.76
	ブルガリア	1,514,358,289	2.74
	ポーランド	1,487,612,885	2.69
	ヨルダン	1,454,905,587	2.63
	チリ	1,423,972,244	2.57
	グアテマラ	1,146,795,113	2.07
	ウクライナ	1,104,232,605	1.99
	南アフリカ	1,037,889,208	1.87
	ブラジル	1,009,912,884	1.82
	コートジボワール	991,885,529	1.79
	エクアドル	929,983,042	1.68
	パラグアイ	784,658,928	1.42
	パキスタン	742,977,373	1.34
	パナマ	741,383,772	1.34
	メキシコ	695,025,638	1.26
スリランカ	692,211,736	1.25	
ナイジェリア	587,098,937	1.06	

	モンゴル国	566,402,885	1.02
	ガーナ	547,299,038	0.99
	ガボン共和国	522,586,499	0.94
	アゼルバイジャン	499,472,326	0.90
	セルビア	477,297,974	0.86
	アンゴラ共和国	431,999,014	0.78
	バミューダ	427,911,383	0.77
	サウジアラビア	409,472,752	0.74
	インドネシア	367,769,435	0.66
	フィリピン	347,643,051	0.63
	ベナン共和国	317,350,540	0.57
	セネガル共和国	267,006,826	0.48
	北マケドニア共和国	194,941,624	0.35
	ベネズエラ	93,154,429	0.17
	小計	45,912,647,547	82.93
特殊債券	サウジアラビア	340,997,170	0.62
	チリ	312,668,516	0.56
	ブルガリア	296,760,912	0.54
	南アフリカ	226,319,723	0.41
	ポーランド	159,974,007	0.29
	セルビア	157,807,644	0.29
	パナマ	134,696,616	0.24
	ハンガリー	84,614,231	0.15
	小計	1,713,838,819	3.10
社債券	メキシコ	831,765,433	1.50
	モロッコ	628,710,578	1.14
	ケイマン諸島	473,667,308	0.86
	インドネシア	385,642,637	0.70
	コロンビア	275,913,135	0.50
	ベネズエラ	198,749,984	0.36
	アゼルバイジャン	133,486,152	0.24
	カザフスタン	77,398,437	0.14
	チリ	55,493,249	0.10
	小計	3,060,826,913	5.53
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		4,673,564,517	8.44
純資産総額		55,360,877,796	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### その他の資産の投資状況

2024年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国/地域	時価合計	投資比率（%）
債券先物取引	売建	ドイツ	2,320,111,052	4.19

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位30銘柄

2024年12月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アルゼン チン	国債証券	FRN ARGENTINA 350709	12,076,298	6,608.10	798,014,654	10,538.55	1,272,666,993	4.125000	2035/7/9	2.30
ポーラ ンド	国債証券	5.5 POLAND 540318	7,154,000	15,988.26	1,143,800,641	14,595.56	1,044,167,014	5.500000	2054/3/18	1.89
ブラジ ル	国債証券	4.75 BRAZIL 500114	8,549,000	11,612.99	992,794,784	10,840.24	926,732,330	4.750000	2050/1/14	1.67
コスタ リカ	国債証券	6.55 COSTA RICA 340403	5,356,000	16,467.24	881,985,739	16,120.51	863,415,012	6.550000	2034/4/3	1.56
ハンガ リー	国債証券	2.125 HUNGARY 310922	6,725,000	12,934.94	869,874,723	12,548.67	843,898,225	2.125000	2031/9/22	1.52
ブルガ リア	国債証券	5 BULGARIA 370305	5,108,000	15,479.32	790,683,920	14,885.82	760,368,166	5.000000	2037/3/5	1.37
アラブ首 長国連邦	国債証券	3.9 DUBAI GOVT IN 500909	6,497,000	11,797.06	766,455,274	11,518.50	748,357,557	3.900000	2050/9/9	1.35
コロン ビア	国債証券	3.25 COLOMBIA 320422	6,131,000	12,516.60	767,392,905	12,166.16	745,907,736	3.250000	2032/4/22	1.35
ウルグ アイ	国債証券	4.975 URUGUAY 550420	5,327,000	15,273.92	813,642,193	13,996.74	745,606,870	4.975000	2055/4/20	1.35
チリ	国債証券	3.1 CHILE 610122	7,894,000	10,065.27	794,553,168	9,396.81	741,784,685	3.100000	2061/1/22	1.34
ペルー	国債証券	3.6 PERU 720115	7,233,000	10,532.22	761,796,071	9,710.11	702,332,269	3.600000	2072/1/15	1.27
ペルー	国債証券	3 PERU 340115	5,408,000	13,214.35	714,632,437	12,744.30	689,211,753	3.000000	2034/1/15	1.24
チリ	国債証券	3.1 CHILE 410507	5,347,000	12,037.30	643,634,868	11,393.15	609,192,155	3.100000	2041/5/7	1.10
オマーン	国債証券	4.75 OMAN 260615	3,832,000	15,658.63	600,038,841	15,674.71	600,655,139	4.750000	2026/6/15	1.08
ウルグ アイ	国債証券	5.75 URUGUAY 341028	3,470,000	16,955.52	588,356,741	16,252.67	563,967,838	5.750000	2034/10/28	1.02
オマーン	国債証券	6.75 OMAN GOV INT 480117	3,401,000	16,632.60	565,674,743	16,097.49	547,475,708	6.750000	2048/1/17	0.99
ドミニ カ共和 国	国債証券	5.5 DOMINICAN 290222	3,545,000	15,682.65	555,949,950	15,363.23	544,626,592	5.500000	2029/2/22	0.98
エジプ ト	国債証券	7.3 ARAB REPUBLIC 330930	4,050,000	12,797.95	518,317,266	13,445.65	544,549,062	7.300000	2033/9/30	0.98
ヨルダ ン	国債証券	7.5 JORDAN 290113	3,402,000	15,623.43	531,509,381	15,783.67	536,960,621	7.500000	2029/1/13	0.97
ハンガ リー	国債証券	6.25 HUNGARY 320922	3,235,000	16,769.94	542,507,785	16,176.51	523,310,258	6.250000	2032/9/22	0.95
ハンガ リー	国債証券	5.5 HUNGARY 340616	3,465,000	15,841.00	548,890,927	15,089.58	522,853,985	5.500000	2034/6/16	0.94
トルコ	国債証券	7.125 TURKEY 320717	3,220,000	16,000.07	515,202,541	15,751.12	507,186,365	7.125000	2032/7/17	0.92
アゼル バイ ジャン	国債証券	3.5 AZERBAIJAN 320901	3,715,000	13,827.02	513,673,929	13,444.74	499,472,326	3.500000	2032/9/1	0.90
エクア ドル	国債証券	FRN ECUADOR 400731	6,131,396	7,593.53	465,589,453	8,122.54	498,025,275	5.000000	2040/7/31	0.90
ドミニ カ共和 国	国債証券	4.5 DOMINICAN 300130	3,294,000	14,848.82	489,120,149	14,553.35	479,387,379	4.500000	2030/1/30	0.87
ケイマン 諸島	社債券	3.958 LAMAR FUND I 250507	3,015,000	15,608.25	470,588,837	15,710.35	473,667,308	3.958000	2025/5/7	0.86
ルーマ ニア	国債証券	6.625 ROMANIA 280217	2,940,000	16,409.28	482,432,886	16,073.77	472,569,101	6.625000	2028/2/17	0.85
ヨルダ ン	国債証券	6.125 JORDAN 260129	2,965,000	15,673.73	464,726,369	15,570.84	461,675,515	6.125000	2026/1/29	0.83

ルーマニア	国債証券	6 ROMANIA 340525	2,856,000	15,205.87	434,279,711	14,773.98	421,945,101	6.000000	2034/5/25	0.76
コロンビア	国債証券	3.125 COLOMBIA 310415	3,336,000	12,823.59	427,795,200	12,604.86	420,498,295	3.125000	2031/4/15	0.76

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	82.93
特殊債券	3.10
社債券	5.53
合計	91.56

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

2024年12月30日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額(円)	評価金額	評価金額(円)	投資比率(%)
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BOBL 2503	売建	70	ユーロ	8,344,080.5	1,376,105,756	8,235,500	1,358,198,660	2.45
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-B 2503	売建	31	ユーロ	4,244,183.65	699,950,767	4,123,620	680,067,410	1.23
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BUXL 2503	売建	13	ユーロ	1,832,928.95	302,286,643	1,708,980	281,844,982	0.51

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

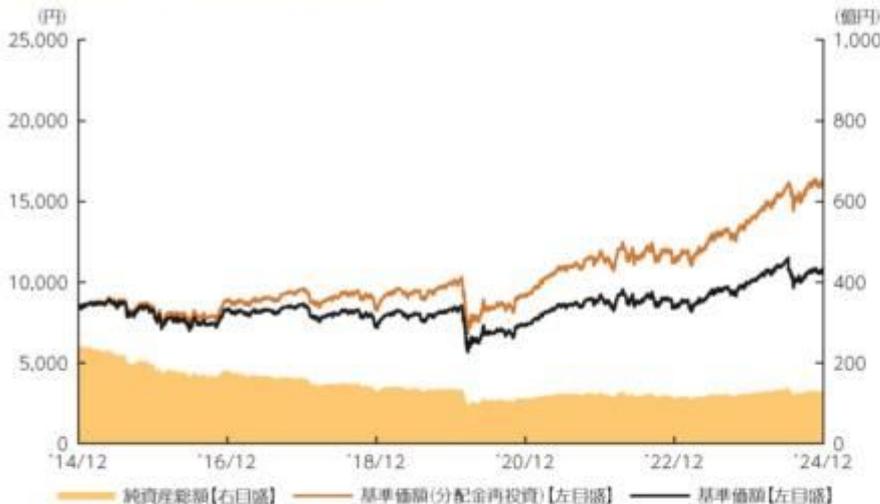
#### 参考情報



# 運用実績

2024年12月30日現在

## ■ 基準価額・純資産の推移 2014年12月30日～2024年12月30日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■ 基準価額・純資産

基準価額	10,793円
純資産総額	129.3億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■ 分配の推移

2024年12月	25円
2024年11月	25円
2024年10月	25円
2024年9月	25円
2024年8月	25円
2024年7月	700円
直近1年間累計	975円
設定来累計	9,235円

•分配金は1万円当たり、税引前

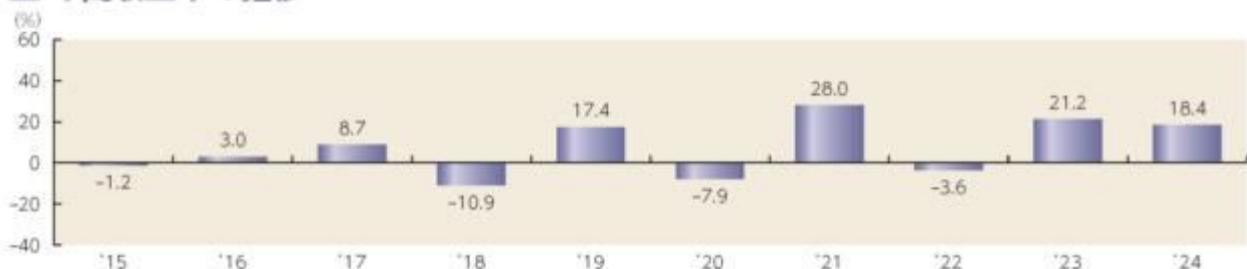
## ■ 主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種/種別	比率
国内株式	2.4%	1 アメリカドル	79.0%	BROADCOM INC	株式	半導体・半導体製造装置	3.1%
国内リート	1.7%	2 円	7.5%	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	2.0%
外国株式	29.5%	3 ユーロ	4.1%	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	株式	医薬品/バイオテクノロジー/ライフサイエンス	1.1%
外国債券	29.8%	4 イギリスポンド	3.9%	SEMPRA	株式	公益事業	1.0%
外国リート	30.2%	5 オーストラリアドル	2.2%	FRN ARGENTINA 350709	債券	国債	0.7%
		6 スイスフラン	1.0%	5.5 POLAND 540318	債券	国債	0.6%
		7 カナダドル	0.7%	4.75 BRAZIL 500114	債券	国債	0.5%
		8 香港ドル	0.7%	EQUINIX INC	リート	—	2.6%
コールローン他 (負債控除後)	6.4%	9 シンガポールドル	0.5%	WELLTOWER INC	リート	—	2.3%
合計	100.0%	10 ノルウェークローネ	0.4%	PROLOGIS INC	リート	—	2.0%

その他資産の状況	比率
債券先物取引（売建）	-1.4%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

## ■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

## 3【資産管理等の概要】

## (3)【信託期間】

## &lt;訂正前&gt;

無期限(2005年10月14日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

主要投資対象である「ワールド・リート・オープン マザーファンド」について、運用指図権限の委託先を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクからシービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセッツ・エルエルシーに変更する重大な約款変更の手続きを行う予定です。「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の重大な約款変更が見送られた場合、「信託期間」は2025年4月1日までとなります。

## &lt;訂正後&gt;

無期限(2005年10月14日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

## 第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2024年6月13日から2024年12月12日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [ 2024年 6月12日現在 ]	当期 [ 2024年12月12日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	299,244,741	251,992,932
親投資信託受益証券	12,858,377,206	12,459,105,747
未収入金	82,630,000	118,010,000
未収利息	521	1,480
流動資産合計	13,240,252,468	12,829,110,159
資産合計	13,240,252,468	12,829,110,159
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	30,017,736	30,036,907
未払解約金	5,675,187	17,192,016
未払受託者報酬	956,018	934,226
未払委託者報酬	16,132,738	15,765,078
その他未払費用	95,589	93,411
流動負債合計	52,877,268	64,021,638
負債合計	52,877,268	64,021,638
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	12,007,094,585	12,014,762,907
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,180,280,615	750,325,614
（分配準備積立金）	4,387,911,768	4,035,532,983
元本等合計	13,187,375,200	12,765,088,521
純資産合計	13,187,375,200	12,765,088,521
負債純資産合計	13,240,252,468	12,829,110,159

## (2)【損益及び剰余金計算書】

	前期	当期
	自 2023年12月13日 至 2024年 6月12日	自 2024年 6月13日 至 2024年12月12日
営業収益		
受取利息	46,731	258,628
有価証券売買等損益	1,749,064,607	656,608,541
その他収益	-	1,746
営業収益合計	1,749,111,338	656,868,915
営業費用		
支払利息	7,852	-
受託者報酬	5,613,138	5,638,500
委託者報酬	94,721,621	95,149,566
その他費用	561,255	563,786
営業費用合計	100,903,866	101,351,852
営業利益又は営業損失（ ）	1,648,207,472	555,517,063
経常利益又は経常損失（ ）	1,648,207,472	555,517,063
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,648,207,472	555,517,063
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	7,117,182	100,065
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	270,775,820	1,180,280,615
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,949,405	22,998,876
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,549,319	233,732
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,400,086	22,765,144
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,670,032	20,645,367
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,407,587	20,645,367
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	262,445	-
分配金	182,313,228	987,925,638
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,180,280,615	750,325,614

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	-------------------------------------------------

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	前期 [2024年 6月12日現在]	当期 [2024年12月12日現在]
1. 期首元本額	12,449,357,223円	12,007,094,585円
期中追加設定元本額	102,639,673円	346,191,906円
期中一部解約元本額	544,902,311円	338,523,584円
2. 受益権の総数	12,007,094,585口	12,014,762,907口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2023年12月13日 至 2024年 6月12日	当期 自 2024年 6月13日 至 2024年12月12日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の50以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の50以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程

前期 自 2023年12月13日 至 2024年 6月12日			当期 自 2024年 6月13日 至 2024年12月12日		
第219期 2023年12月13日 2024年 1月12日			第225期 2024年 6月13日 2024年 7月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	46,519,587円	費用控除後の配当等収益額	A	55,183,413円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	292,436,980円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	489,560,358円
収益調整金額	C	377,342,074円	収益調整金額	C	397,441,087円
分配準備積立金額	D	3,061,318,356円	分配準備積立金額	D	4,361,544,135円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,777,616,997円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,303,728,993円
当ファンドの期末残存口数	F	12,361,028,690口	当ファンドの期末残存口数	F	11,950,919,774口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,056円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,437円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	700円
収益分配金額	I=F*H/10,000	30,902,571円	収益分配金額	I=F*H/10,000	836,564,384円
第220期 2024年 1月13日 2024年 2月13日			第226期 2024年 7月13日 2024年 8月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,515,351円	費用控除後の配当等収益額	A	10,374,752円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	281,475,617円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	379,115,763円	収益調整金額	C	491,705,698円
分配準備積立金額	D	3,338,098,145円	分配準備積立金額	D	4,055,624,991円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,023,204,876円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,557,705,441円
当ファンドの期末残存口数	F	12,262,723,449口	当ファンドの期末残存口数	F	12,164,292,262口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,280円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,746円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金額	I=F*H/10,000	30,656,808円	収益分配金額	I=F*H/10,000	30,410,730円
第221期 2024年 2月14日 2024年 3月12日			第227期 2024年 8月14日 2024年 9月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	33,455,149円	費用控除後の配当等収益額	A	29,391,289円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	126,489,095円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	381,137,298円	収益調整金額	C	497,505,893円
分配準備積立金額	D	3,586,537,709円	分配準備積立金額	D	4,024,215,974円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,127,619,251円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,551,113,156円
当ファンドの期末残存口数	F	12,185,569,247口	当ファンドの期末残存口数	F	12,149,026,394口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,387円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,746円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金額	I=F*H/10,000	30,463,923円	収益分配金額	I=F*H/10,000	30,372,565円
第222期 2024年 3月13日 2024年 4月12日			第228期 2024年 9月13日 2024年10月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	52,153,410円	費用控除後の配当等収益額	A	52,456,364円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	307,396,888円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	381,881,331円	収益調整金額	C	501,640,301円
分配準備積立金額	D	3,677,653,274円	分配準備積立金額	D	4,011,136,161円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,419,084,903円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,565,232,826円
当ファンドの期末残存口数	F	12,072,634,078口	当ファンドの期末残存口数	F	12,127,326,083口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,660円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,764円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金額	I=F*H/10,000	30,181,585円	収益分配金額	I=F*H/10,000	30,318,315円
第223期 2024年 4月13日 2024年 5月13日			第229期 2024年10月16日 2024年11月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	42,509,248円	費用控除後の配当等収益額	A	25,337,649円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	330,768,133円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	71,720,336円
収益調整金額	C	385,302,641円	収益調整金額	C	507,006,141円
分配準備積立金額	D	3,990,524,159円	分配準備積立金額	D	4,013,753,582円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,749,104,181円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,617,817,708円
当ファンドの期末残存口数	F	12,036,242,399口	当ファンドの期末残存口数	F	12,089,095,080口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,945円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,819円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金額	I=F*H/10,000	30,090,605円	収益分配金額	I=F*H/10,000	30,222,737円
第224期			第230期		

前期 自 2023年12月13日 至 2024年 6月12日			当期 自 2024年 6月13日 至 2024年12月12日		
2024年 5月14日 2024年 6月12日			2024年11月13日 2024年12月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	32,955,630円	費用控除後の配当等収益額	A	16,065,413円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	70,415,202円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	393,212,260円	収益調整金額	C	510,102,876円
分配準備積立金額	D	4,314,558,672円	分配準備積立金額	D	4,049,504,477円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,811,141,764円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,575,672,766円
当ファンドの期末残存口数	F	12,007,094,585口	当ファンドの期末残存口数	F	12,014,762,907口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,006円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,808円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金額	I=F*H/10,000	30,017,736円	収益分配金額	I=F*H/10,000	30,036,907円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2023年12月13日 至 2024年 6月12日	当期 自 2024年 6月13日 至 2024年12月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [ 2024年 6月12日現在 ]	当期 [ 2024年12月12日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

	前期 [ 2024年 6月12日現在 ]	当期 [ 2024年12月12日現在 ]

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	118,016,471	155,494,489
合計	118,016,471	155,494,489

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [ 2024年 6月12日現在 ]	当期 [ 2024年12月12日現在 ]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0983円 (10,983円)	1.0625円 (10,625円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	エマーシング・ソブリン・オープン マザーファンド	742,246,081	4,189,162,656	
	ワールド・リート・オープン マザーファンド	1,064,926,854	4,119,669,534	
	グローバル株式インカム マザーファンド	705,480,895	4,150,273,557	
合計		2,512,653,830	12,459,105,747	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

グローバル株式インカム マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[ 2024年12月12日現在 ]

資産の部	
流動資産	
預金	384,979,941
コール・ローン	698,580,905
株式	60,096,450,465
未収配当金	74,165,895
未収利息	4,104
流動資産合計	61,254,181,310

[ 2024年12月12日現在 ]

資産合計	61,254,181,310
負債の部	
流動負債	
未払解約金	66,330,000
流動負債合計	66,330,000
負債合計	66,330,000
純資産の部	
元本等	
元本	10,400,912,061
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	50,786,939,249
元本等合計	61,187,851,310
純資産合計	61,187,851,310
負債純資産合計	61,254,181,310

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	[2024年12月12日現在]
1. 期首	2024年 6月13日
期首元本額	8,976,675,091円
期中追加設定元本額	2,387,686,147円
期中一部解約元本額	963,449,177円
元本の内訳	
グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）	705,480,895円
グローバル株式インカム（毎月決算型）	829,512,751円
先進国好配当株式ファンド（3ヵ月決算型）	7,260,961,319円
先進国好配当株式ファンド（年2回決算型）	1,557,429,276円
先進国好配当株式ファンド（3ヵ月決算型）為替ヘッジあり	24,215,344円
先進国好配当株式ファンド（年2回決算型）為替ヘッジあり	23,312,476円
合計	10,400,912,061円
2. 受益権の総数	10,400,912,061口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 6月13日 至 2024年12月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。

区分	自 2024年 6月13日 至 2024年12月12日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 2024年12月12日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	[ 2024年12月12日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	420,182,575
合計	420,182,575

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	[ 2024年12月12日現在 ]
1口当たり純資産額	5.8829円
(1万口当たり純資産額)	(58,829円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(単位:円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
円	トヨタ自動車	241,500	2,718.50	656,517,750	
	日本電信電話	3,529,400	156.00	550,586,400	
	伊藤忠商事	155,300	7,820.00	1,214,446,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	730,800	1,851.50	1,353,076,200	
	オリックス	233,700	3,419.00	799,020,300	
	円 小計	4,890,700		4,573,646,650	

アメリカドル	DEVON ENERGY CORP	141,408	34.76	4,915,342.08	
	SCHLUMBERGER LTD	76,415	41.56	3,175,807.40	
	WILLIAMS COS INC	215,485	55.39	11,935,714.15	
	DOW INC	92,343	41.50	3,832,234.50	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	93,400	87.84	8,204,256.00	
	AGCO CORP	50,360	98.64	4,967,510.40	
	EMERSON ELECTRIC CO	54,127	130.87	7,083,600.49	
	MASCO CORP	85,535	79.35	6,787,202.25	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	7,681	475.62	3,653,237.22	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	27,532	300.75	8,280,249.00	
	UNION PACIFIC CORP	28,616	233.78	6,689,848.48	
	STARBUCKS CORP	89,697	98.42	8,827,978.74	
	COMCAST CORP-CLASS A	153,348	39.71	6,089,449.08	
	WARNER MUSIC GROUP CORP-CL A	158,387	32.59	5,161,832.33	
	BEST BUY CO INC	101,602	87.07	8,846,486.14	
	TARGET CORP	23,359	135.98	3,176,356.82	
	BUNGE GLOBAL SA	66,642	84.79	5,650,575.18	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	92,634	63.12	5,847,058.08	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	71,095	126.82	9,016,267.90	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	224,755	56.65	12,732,370.75	
	JOHNSON & JOHNSON	25,453	146.64	3,732,427.92	
	JPMORGAN CHASE & CO	41,918	243.53	10,208,290.54	
	WELLS FARGO & CO	134,776	71.60	9,649,961.60	
	BLACKROCK INC	7,183	1,065.26	7,651,762.58	
	ALLSTATE CORP	31,195	193.30	6,029,993.50	
	MICROSOFT CORP	58,104	448.99	26,088,114.96	
NETAPP INC	21,795	122.66	2,673,374.70		
T-MOBILE US INC	42,872	234.34	10,046,624.48		
NEXTERA ENERGY INC	106,860	73.98	7,905,502.80		
SEMPRA	136,964	87.41	11,972,023.24		
BROADCOM INC	159,225	183.20	29,170,020.00		
NXP SEMICONDUCTORS NV	29,520	219.84	6,489,676.80		
アメリカドル 小計		2,650,286		266,491,150.11	(40,613,251,276)
カナダドル	ROYAL BANK OF CANADA	41,100	178.57	7,339,227.00	
カナダドル 小計		41,100		7,339,227.00	(790,801,709)
イギリスポンド	BP PLC	1,009,776	3.94	3,979,022.32	
	GLENCORE PLC	675,177	3.83	2,587,615.85	
	RELX PLC	68,309	37.13	2,536,313.17	
	DIAGEO PLC	98,699	24.89	2,457,111.60	
	ASTRAZENECA PLC	24,341	105.38	2,565,054.58	

	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	3,308,503	2.33	7,715,428.99	
	SPECTRIS PLC	234,144	25.90	6,064,329.60	
	イギリスポンド 小計	5,418,949		27,904,876.11 (5,428,614,598)	
スイスフラン	NOVARTIS AG-REG	71,314	87.94	6,271,353.16	
	SANDOZ GROUP AG	140,290	37.48	5,258,069.20	
	スイスフラン 小計	211,604		11,529,422.36 (1,987,672,414)	
香港ドル	PRADA S.P.A.	684,900	62.95	43,114,455.00	
	香港ドル 小計	684,900		43,114,455.00 (845,043,318)	
ノルウェークローネ	NORSK HYDRO ASA	871,975	66.02	57,567,789.50	
	ノルウェークローネ 小計	871,975		57,567,789.50 (788,103,038)	
ユーロ	INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	105,229	51.12	5,379,306.48	
	DANONE	62,944	64.76	4,076,253.44	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	248,844	24.78	6,166,354.32	
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	663,097	8.94	5,933,391.95	
	AXA SA	103,915	33.67	3,498,818.05	
	SAP SE	27,717	238.60	6,613,276.20	
	ユーロ 小計	1,211,746		31,667,400.44 (5,069,317,462)	
	合 計	15,981,260		60,096,450,465 (55,522,803,815)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

## (2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 32銘柄	100.00%	67.58%
カナダドル	株式 1銘柄	100.00%	1.32%
イギリスポンド	株式 7銘柄	100.00%	9.03%
スイスフラン	株式 2銘柄	100.00%	3.31%
香港ドル	株式 1銘柄	100.00%	1.41%
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	100.00%	1.31%
ユーロ	株式 6銘柄	100.00%	8.44%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## ワールド・リート・オープン マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

[2024年12月12日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	1,115,820,242
コール・ローン	335,966,395
投資証券	107,691,975,525
未収入金	43,907,730
未収配当金	140,540,866
未収利息	1,974
流動資産合計	109,328,212,732
資産合計	109,328,212,732
負債の部	
流動負債	
未払解約金	18,846,628
流動負債合計	18,846,628
負債合計	18,846,628
純資産の部	
元本等	
元本	28,255,988,839
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	81,053,377,265
元本等合計	109,309,366,104
純資産合計	109,309,366,104
負債純資産合計	109,328,212,732

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	[2024年12月12日現在]
1. 期首	2024年 6月13日
期首元本額	30,974,753,743円
期中追加設定元本額	288,006,146円
期中一部解約元本額	3,006,771,050円
元本の内訳	
グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)	1,064,926,854円
ワールド・リート・オープン(資産成長型)	243,569,651円
ワールド・リート・オープン(毎月決算型)	26,712,919,257円
ワールド・リート・オープン(1年決算型)	203,691,787円
ワールド・リート・オープン(毎月決算型)為替ヘッジあり	18,186,798円
ワールド・リート・オープン(資産成長型)為替ヘッジあり	12,694,492円
合計	28,255,988,839円
2. 受益権の総数	28,255,988,839口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 6月13日 至 2024年12月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してしております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 2024年12月12日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	[ 2024年12月12日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	1,158,294,618
合計	1,158,294,618

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	[ 2024年12月12日現在 ]
1口当たり純資産額	3.8685円
(1万口当たり純資産額)	(38,685円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	2,637	725,175,000	
		日本プロロジスリート投資法人	1,761	397,457,700	
		三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	5,108	503,138,000	
		日本ビルファンド投資法人	7,697	951,349,200	
		日本都市ファンド投資法人	3,156	279,306,000	
		日本プライムリアルティ投資法人	3,157	1,013,397,000	
		インヴェンシブル投資法人	15,347	1,028,249,000	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人	12,796	923,871,200	
円合計			51,659	5,821,943,100	
アメリカドル	投資証券	AGREE REALTY CORP	236,617	17,585,375.44	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	211,678	5,941,801.46	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	434,331	16,395,995.25	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	246,897	5,619,375.72	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	134,286	30,370,121.76	
		BXP INC	114,229	9,137,177.71	
		CARETRUST REIT INC	297,418	8,488,309.72	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	164,749	30,844,307.78	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	43,300	7,389,578.00	
		EQUINIX INC	56,201	54,715,607.57	
		EQUITY RESIDENTIAL	126,083	9,176,320.74	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	231,759	7,645,729.41	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	107,644	17,171,370.88	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	436,356	9,281,292.12	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	527,408	9,983,833.44	
		IRON MOUNTAIN INC	167,438	18,935,563.42	
		KILROY REALTY CORP	187,561	7,676,871.73	
		KITE REALTY GROUP TRUST	352,816	9,264,948.16	
		LAMAR ADVERTISING CO-A	55,943	7,253,009.95	
		LINEAGE INC	61,786	3,880,160.80	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	148,219	23,467,514.27	
		PROLOGIS INC	393,012	44,001,623.52	
		PUBLIC STORAGE	84,721	27,393,688.14	
		REALTY INCOME CORP	335,076	18,536,404.32	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	153,093	27,040,816.59	
		SUN COMMUNITIES INC	88,064	10,671,595.52	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	314,815	3,850,187.45	
		TANGER INC	185,609	6,603,968.22	
URBAN EDGE PROPERTIES	394,092	8,839,483.56			
VENTAS INC	237,740	14,435,572.80			
VICI PROPERTIES INC	709,567	22,216,542.77			

		WELLTOWER INC	393,841	50,644,014.19	
アメリカドル合計			7,632,349	544,458,162.41 (82,975,423,951)	
カナダドル	投資証券	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	57,227	3,918,332.69	
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	204,055	3,558,719.20	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	273,318	2,853,439.92	
カナダドル合計			534,600	10,330,491.81 (1,113,110,492)	
オーストラリアドル	投資証券	CHARTER HALL GROUP	375,763	5,527,473.73	
		GOODMAN GROUP	907,746	34,140,327.06	
		NATIONAL STORAGE REIT	2,912,908	6,932,721.04	
		REGION RE LTD	3,063,760	6,617,721.60	
		SCENTRE GROUP	3,222,687	11,440,538.85	
		STOCKLAND	2,059,282	10,461,152.56	
オーストラリアドル合計			12,542,146	75,119,934.84 (7,330,203,241)	
イギリスポンド	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	1,176,838	4,288,397.67	
		DERWENT LONDON PLC	117,481	2,396,612.40	
		SEGRO PLC	507,257	3,652,250.40	
		UNITE GROUP PLC/THE	587,605	4,897,687.67	
		WORKSPACE GROUP PLC	637,593	3,309,107.67	
イギリスポンド合計			3,026,774	18,544,055.81 (3,607,560,617)	
香港ドル	投資証券	LINK REIT	1,174,146	39,803,549.40	
香港ドル合計			1,174,146	39,803,549.40 (780,149,568)	
シンガポールドル	投資証券	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL	2,076,398	4,007,448.14	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	1,497,800	3,175,336.00	
		KEPPEL DC REIT	2,003,700	4,388,103.00	
		PARKWAYLIFE REAL ESTATE	656,000	2,414,080.00	
		SUNTEC REIT	838,800	1,006,560.00	
シンガポールドル合計			7,072,698	14,991,527.14 (1,700,788,754)	
ユーロ	投資証券	CARMILA	207,009	3,233,480.58	
		COVIVIO	45,547	2,258,220.26	
		KLEPIERRE	172,026	4,782,322.80	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	538,307	5,533,795.96	
		MONTEA NV	74,070	4,718,259.00	
		SHURGARD SELF STORAGE LTD	89,605	3,387,069.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	45,169	3,340,699.24	
ユーロ合計			1,171,733	27,253,846.84 (4,362,795,802)	
				107,691,975,525	

合計	(101,870,032,425)
----	-------------------

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券 32銘柄	100.00%	77.05%
カナダドル	投資証券 3銘柄	100.00%	1.03%
オーストラリアドル	投資証券 6銘柄	100.00%	6.81%
イギリスポンド	投資証券 5銘柄	100.00%	3.35%
香港ドル	投資証券 1銘柄	100.00%	0.72%
シンガポールドル	投資証券 5銘柄	100.00%	1.58%
ユーロ	投資証券 7銘柄	100.00%	4.05%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

#### 貸借対照表

(単位：円)

[ 2024年12月12日現在 ]

資産の部	
流動資産	
預金	2,987,033,530
コール・ローン	656,338,777
国債証券	46,028,947,152
特殊債券	1,689,209,743
社債券	3,021,196,482
派生商品評価勘定	294,312,932
未収利息	680,089,037
前払費用	143,656,789
差入委託証拠金	623,785,348
流動資産合計	56,124,569,790
資産合計	56,124,569,790
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	137,856,743
未払金	460,876,125
未払解約金	341,900,018
流動負債合計	940,632,886
負債合計	940,632,886
純資産の部	
元本等	
元本	9,777,552,318
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	45,406,384,586
元本等合計	55,183,936,904
純資産合計	55,183,936,904
負債純資産合計	56,124,569,790

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

## （重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## （貸借対照表に関する注記）

	[2024年12月12日現在]
1. 期首	2024年 6月13日
期首元本額	10,007,449,417円
期中追加設定元本額	638,788,867円
期中一部解約元本額	868,685,966円
元本の内訳	
エマーシング・ソブリン・オープン（毎月決算型）	3,773,928,662円
エマーシング・ソブリン・オープン（1年決算型）	2,489,983,573円
エマーシング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	1,410,805,834円
グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）	742,246,081円
エマーシング・ソブリン・オープン（資産成長型）	974,365,675円
エマーシング・ソブリン・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり	386,222,493円
合計	9,777,552,318円
2. 受益権の総数	9,777,552,318口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 6月13日 至 2024年12月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2024年12月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引

区分	[ 2024年12月12日現在 ]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。</p> <p>（3）上記以外の金融商品  上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	[ 2024年12月12日現在 ]	
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	
国債証券		1,025,775,083
特殊債券		2,313,148
社債券		64,060,764
合計		1,092,148,995

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

## 債券関連

[ 2024年12月12日現在 ]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超			
市場取引	債券先物取引				
	売建	2,156,977,150		2,142,483,506	14,493,644
合計		2,156,977,150		2,142,483,506	14,493,644

## （注）時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
  - 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
  - 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## 通貨関連

[ 2024年12月12日現在 ]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	6,941,072,442		7,144,921,666	203,849,224
	ユーロ	4,153,999,817		4,124,099,195	29,900,622
	売建				
	アメリカドル	4,153,999,817		4,173,797,964	19,798,147
	ユーロ	6,941,072,442		6,953,260,352	12,187,910
合計		22,190,144,518		22,396,079,177	141,962,545

## （注）時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- (イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- (ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

( 1口当たり情報 )

	[ 2024年12月12日現在 ]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	5.6439円 (56,439円)

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券

( 単位 : 円 )

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ ドル	国債証券	0 ECUADOR 300731	783,779.00	429,349.55	
		0 REP GHANA 260703	183,104.00	172,562.87	
		0 REP GHANA 300103	317,763.06	255,592.68	
		1 ARGENTINA 290709	150,000.00	118,805.05	
		10.375 NIGERIA RE 341209	960,000.00	993,144.00	
		2.125 HUNGARY 310922	6,725,000.00	5,476,295.27	
		2.125 SERBIA 301201	1,058,000.00	882,428.59	
		2.375 GOVT OF BER 300820	440,000.00	378,136.00	
		2.65 PHILIPPINE 451210	1,078,000.00	720,255.85	
		2.739 PARAGUAY 330129	298,000.00	247,251.91	
		2.78 PERU 601201	475,000.00	274,840.81	
		2.783 PERU 310123	2,376,000.00	2,076,450.00	
		2.95 PHILIPPINE 450505	2,268,000.00	1,602,943.45	
		3 PERU 340115	5,408,000.00	4,508,134.21	
		3.1 CHILE 410507	5,347,000.00	4,025,428.84	
		3.1 CHILE 610122	7,894,000.00	5,018,299.63	
		3.125 COLOMBIA 310415	3,336,000.00	2,719,150.07	
		3.125 HUNGARY 510921	1,481,000.00	940,812.65	
		3.25 COLOMBIA 320422	6,131,000.00	4,847,335.36	
		3.5 AZERBAIJAN 320901	3,715,000.00	3,239,517.15	
3.5 MONGOLIA INTL 270707	585,000.00	545,183.84			
3.55 PERU 510310	1,764,000.00	1,276,250.55			
3.6 PERU 720115	7,233,000.00	4,786,591.86			
3.75 SAUDI INTERN 550121	1,609,000.00	1,146,541.22			
3.771 MEXICO 610524	3,499,000.00	2,147,588.68			

3.849 PARAGUAY 330628	1,003,000.00	891,512.49
3.86 CHILE 470621	615,000.00	486,430.36
3.875 ABU DHABI G 500416	2,790,000.00	2,246,050.44
3.875 COLOMBIA 610215	1,295,000.00	719,081.50
3.875 PANAMA 280317	780,000.00	733,089.95
3.9 DUBAI GOVT IN 500909	6,497,000.00	4,827,698.17
4.125 ABU DHABI G 471011	2,185,000.00	1,850,366.15
4.125 COLOMBIA 420222	3,110,000.00	2,064,071.35
4.28 MEXICO 410814	625,000.00	485,866.05
4.3 INDONESIA 520331	834,000.00	713,701.07
4.3 PANAMA 530429	3,750,000.00	2,378,726.00
4.375 GUATEMALA 270605	200,000.00	193,205.69
4.5 DOMINICAN 300130	3,294,000.00	3,089,607.30
4.5 GUATEMALA 260503	705,000.00	693,529.62
4.5 PANAMA 500416	490,000.00	326,532.98
4.5 PANAMA 560401	1,120,000.00	722,268.13
4.65 GUATEMALA 411007	200,000.00	159,115.61
4.7 PARAGUAY 270327	2,283,000.00	2,245,786.22
4.75 BRAZIL 500114	8,549,000.00	6,266,879.11
4.75 GOVT OF BERM 290215	1,472,000.00	1,453,968.00
4.75 MEXICO 320427	1,631,000.00	1,527,377.25
4.75 OMAN 260615	3,832,000.00	3,808,002.10
4.875 DOMINICAN 320923	2,460,000.00	2,263,407.72
4.875 GUATEMALA 280213	1,809,000.00	1,755,182.25
4.875 POLAND 331004	548,000.00	543,095.40
4.875 TURKEY 430416	1,995,000.00	1,457,918.56
4.9 GUATEMALA 300601	1,902,000.00	1,819,724.99
4.95 JORDAN 250707	1,050,000.00	1,037,439.11
4.951 UAE INT'L G 520707	344,000.00	326,060.40
4.975 URUGUAY 550420	5,327,000.00	4,932,882.54
5 BULGARIA 370305	5,108,000.00	4,937,864.93
5 COLOMBIA 450615	1,365,000.00	970,008.70
5 GOVT OF BERMUDA 320715	923,000.00	907,309.00
5 SAUDI INTERNATI 530118	1,023,000.00	917,595.45
5 SOUTH AFRICA 461012	725,000.00	533,328.12
5.125 MONGOLIA IN 260407	1,005,000.00	988,617.18
5.125 ROMANIA 480615	706,000.00	578,002.20
5.2 COLOMBIA 490515	718,000.00	509,862.95
5.25 HUNGARY 290616	1,745,000.00	1,742,646.86
5.25 ROMANIA 271125	884,000.00	875,681.56
5.25 SAUDI INTERN 500116	240,000.00	227,170.20
5.25 URUGUAY 600910	2,228,000.00	2,137,918.58
	200,000.00	192,697.15

5.375 GUATEMALA 320424		
5.375 PERU 350208	980,000.00	974,610.33
5.4 PARAGUAY 500330	1,499,000.00	1,322,492.75
5.5 DOMINICAN 290222	3,545,000.00	3,502,753.84
5.5 HUNGARY 340616	2,780,000.00	2,747,925.75
5.5 HUNGARY 360326	1,784,000.00	1,746,500.32
5.5 POLAND 530404	1,094,000.00	1,071,670.07
5.5 POLAND 540318	7,154,000.00	6,998,797.53
5.5 SAUDI INTERNA 321025	715,000.00	740,296.34
5.625 COSTA RICA 430430	400,000.00	370,200.00
5.625 OMAN GOV IN 280117	700,000.00	707,125.11
5.625 PERU 501118	882,000.00	871,208.14
5.65 INDONESIA 530111	1,664,000.00	1,724,532.17
5.65 SOUTH AFRICA 470927	1,095,000.00	871,833.52
5.75 JORDAN 270131	270,000.00	266,378.76
5.75 ROMANIA 350324	396,000.00	372,422.16
5.75 SAUDI INTERN 540116	728,000.00	718,686.69
5.75 SOUTH AFRICA 490930	2,755,000.00	2,191,354.55
5.75 TURKEY 470511	566,000.00	441,910.16
5.75 URUGUAY 341028	3,470,000.00	3,640,793.78
5.8 ARAB REPUBLIC 270930	2,065,000.00	1,968,396.71
5.875 PERU 540808	2,500,000.00	2,531,485.92
5.875 ROMANIA 290130	962,000.00	959,359.31
5.875 SRI LANKA 220725	301,000.00	190,890.98
5.875 TURKEY 310626	975,000.00	937,301.62
5.95 DOMINICAN 270125	2,615,000.00	2,620,753.00
5.95 TURKEY 310115	260,000.00	252,447.26
6 PAKISTAN 260408	640,000.00	607,179.20
6 ROMANIA 340525	2,856,000.00	2,770,062.96
6.125 HUNGARY 280522	1,425,000.00	1,464,009.37
6.125 IVORY COAST 330615	2,106,000.00	1,954,783.93
6.125 JORDAN 260129	305,000.00	304,057.01
6.125 NIGERIA REP 280928	1,433,000.00	1,323,565.37
6.2 SRI LANKA 270511	1,284,000.00	832,904.56
6.25 HUNGARY 320922	3,235,000.00	3,390,765.25
6.25 SERBIA 280526	1,105,000.00	1,138,087.64
6.35 MEXICO 350209	457,000.00	462,642.78
6.35 SRI LANKA 240628	410,000.00	263,390.37
6.375 ROMANIA 340130	1,124,000.00	1,122,580.95
6.4 PANAMA 350214	515,000.00	490,673.30
6.5 OMAN GOV INTE 470308	270,000.00	277,420.68
6.5 SERBIA 330926	1,022,000.00	1,079,855.31
6.5 TURKEY 350103	1,070,000.00	1,033,352.50

6.55 COSTA RICA 340403	5,356,000.00	5,581,921.32	
6.625 GABONESE RE 310206	1,790,000.00	1,417,823.20	
6.625 ROMANIA 280217	2,940,000.00	3,021,939.99	
6.75 HUNGARY 520925	4,705,000.00	5,057,639.75	
6.75 OMAN GOV INT 271028	625,000.00	649,926.56	
6.75 OMAN GOV INT 480117	3,401,000.00	3,587,272.77	
6.75 SRI LANKA 280418	445,000.00	295,155.09	
6.85 SRI LANKA 240314	860,000.00	539,546.24	
6.85 SRI LANKA 251103	639,000.00	420,281.65	
6.875 DOMINICAN 260129	2,296,000.00	2,326,996.00	
6.875 PAKISTAN 271205	1,575,000.00	1,435,210.87	
6.95 GABONESE REP 250616	1,357,000.00	1,324,102.92	
7 COSTA RICA 440404	890,000.00	932,701.10	
7 GABONESE REP 311124	865,000.00	685,177.31	
7 OMAN GOV INTERN 510125	1,280,000.00	1,393,600.00	
7.05 DOMINICAN 310203	825,000.00	864,280.72	
7.05 GUATEMALA 321004	2,400,000.00	2,537,100.00	
7.1 SOUTH AFRICA 361119	1,455,000.00	1,477,652.53	
7.125 BRAZIL 540513	565,000.00	561,713.06	
7.125 ROMANIA 330117	990,000.00	1,039,014.90	
7.125 TURKEY 320717	2,670,000.00	2,716,540.76	
7.143 NIGERIA REP 300223	1,682,000.00	1,553,812.25	
7.158 COSTA RICA 450312	1,395,000.00	1,490,898.04	
7.3 ARAB REPUBLIC 330930	4,050,000.00	3,542,259.60	
7.3 COSTA RICA 541113	945,000.00	1,017,834.35	
7.3 COSTA RICA 541113	1,890,000.00	2,035,668.70	
7.375 NIGERIA REP 330928	1,335,000.00	1,169,468.67	
7.375 PAKISTAN 310408	1,525,000.00	1,297,473.80	
7.5 ARAB REPUBLIC 610216	400,000.00	291,500.00	
7.5 JORDAN 290113	3,402,000.00	3,470,052.75	
7.55 SRI LANKA 300328	2,514,000.00	1,645,034.66	
7.625 HUNGARY 410329	1,186,000.00	1,366,627.80	
7.625 ROMANIA 530117	1,926,000.00	2,075,890.95	
7.625 TURKEY 340515	865,000.00	903,853.20	
7.696 NIGERIA REP 380223	440,000.00	370,238.00	
7.75 COLOMBIA 361107	800,000.00	810,061.22	
7.75 JORDAN 280115	1,580,000.00	1,618,743.57	
7.85 SRI LANKA 290314	400,000.00	264,903.80	
7.903 ARAB REPUB 480221	633,000.00	489,012.28	
7.95 SOUTH AFRICA 541119	1,805,000.00	1,828,823.47	
7.96 BENIN INTL G 380213	985,000.00	960,338.06	
8 ANGOLA REP 291126	1,154,000.00	1,057,737.93	

	8 COLOMBIA 351114	1,180,000.00	1,226,851.26
	8 PANAMA 380301	315,000.00	331,349.58
	8.25 ANGOLA REP 280509	610,000.00	582,998.35
	8.25 IVORY COAST 370130	2,700,000.00	2,734,641.00
	8.5 ARAB REPUBLIC 470131	3,318,000.00	2,708,068.65
	8.65 MONGOLIA INT 280119	1,942,000.00	2,052,053.60
	8.7002 ARAB REPUB 490301	250,000.00	206,969.50
	8.75 ANGOLA REP 320414	200,000.00	181,600.00
	8.875 PAKISTAN 510408	1,765,000.00	1,411,355.77
	9.25 VENEZUELA 280507	4,210,000.00	620,786.39
	9.375 ANGOLA REP 480508	650,000.00	551,958.55
	9.375 TURKEY 290314	1,423,000.00	1,596,356.61
	9.5 ANGOLA REP 251112	405,000.00	408,648.03
	9.625 NIGERIA REP 310609	495,000.00	502,466.45
	9.65 ELSALVADOR 541121	630,000.00	685,141.57
	9.875 TURKEY 280115	551,000.00	617,577.88
	FRN ARGENTINA 300709	720,000.00	540,727.90
	FRN ARGENTINA 350709	12,076,298.00	7,730,803.79
	FRN ARGENTINA 410709	3,625,000.00	2,175,990.59
	FRN ECUADOR 300731	1,055,000.00	739,169.55
	FRN ECUADOR 350731	2,346,566.00	1,335,054.44
	FRN ECUADOR 400731	5,668,396.00	2,938,202.66
	FRN REP GHANA 290703	1,384,724.00	1,238,298.06
	FRN REP GHANA 350703	2,601,256.00	1,917,613.37
	FRN UKRAINE 290201	137,634.00	93,176.55
	FRN UKRAINE 300201	444,587.00	236,398.87
	FRN UKRAINE 340201	1,550,101.00	853,950.61
	FRN UKRAINE 340201	1,661,361.00	678,915.15
	FRN UKRAINE 350201	2,922,966.00	1,712,516.04
	FRN UKRAINE 350201	1,735,944.00	939,892.13
	FRN UKRAINE 360201	1,502,264.00	798,167.86
	FRN UKRAINE 360201	2,703,972.00	1,575,570.63
	<b>国債証券 小計</b>	<b>337,712,715.06</b>	<b>284,672,728.66</b> <b>(43,384,123,847)</b>
<b>特殊債券</b>	5.125 AEROPUERTO 610811	1,175,000.00	861,386.62
	5.125 CODELCO INC 330202	735,000.00	714,421.02
	5.875 SAUDI ARABI 640717	2,315,000.00	2,260,085.87
	5.95 CODELCO INC 340108	1,085,000.00	1,108,899.37
	6.125 MAGYAR EX-I 271204	530,000.00	537,839.36
	6.25 BANK GOSPODA 540709	1,030,000.00	1,060,807.30
	6.3 CODELCO INC 530908	200,000.00	204,967.31
	6.35 ESKOM HLDG 280810	915,000.00	918,440.40
	7 TELECOMMUNICATI 291028	1,000,000.00	1,001,934.00

		7.125 ESKOM HLDG 250211	520,000.00	520,585.00	
	特殊債券 小計		9,505,000.00	9,189,366.25 (1,400,459,416)	
	社債券	3.958 LAMAR FUNDI 250507	3,015,000.00	2,995,330.14	
		4.5 OFFICE CHE 251022	1,433,000.00	1,420,667.24	
		4.625 ECOPETROL 311102	865,000.00	729,515.91	
		5.125 OFFICE CHE 510623	725,000.00	576,405.45	
		5.25 EMPRESA NAC 291106	355,000.00	352,810.07	
		5.315 FREEPORT IN 320414	705,000.00	701,151.68	
		5.625 PERTAMINA P 430520	645,000.00	633,300.30	
		5.75 KAZMUNAYGAS 470419	205,000.00	184,770.90	
		5.95 PETRO MEX 310128	362,000.00	313,799.50	
		6 PERTAMINA PERSE 420503	200,000.00	203,731.71	
		6 PETROLEOS 261115	11,962,000.00	1,310,941.65	
		6.2 FREEPORT INDO 520414	955,000.00	980,442.15	
		6.375 KAZMUNAYGAS 481024	335,000.00	325,167.75	
		6.625 PETRO MEX 380615	1,755,000.00	1,331,848.08	
		6.7 PETRO MEX 320216	1,433,000.00	1,279,546.07	
		6.75 OFFICE CHE 340502	570,000.00	595,400.34	
		6.75 PETRO MEX 470921	1,159,000.00	827,857.93	
		6.875 OFFICE CHE 440425	610,000.00	611,527.44	
		6.95 STATE OIL AZ 300318	815,000.00	852,026.46	
		7.5 OFFICE CHE 540502	805,000.00	851,459.56	
		7.69 PETRO MEX 500123	2,172,000.00	1,703,553.90	
		7.75 ECOPETROL 320201	905,000.00	897,578.09	
		8.875 ECOPETROL 330113	140,000.00	145,291.58	
	社債券 小計		32,126,000.00	19,824,123.90 (3,021,196,482)	
	アメリカドル合計		379,343,715.06	313,686,218.81 (47,805,779,745)	
ユーロ	国債証券	0.375 BULGARIA 300923	1,747,000.00	1,509,539.02	
		2.05 SERBIA 360923	860,000.00	666,539.27	
		2.75 NORTH MACEDO 250118	1,185,000.00	1,182,891.29	
		2.75 ROMANIA 410414	634,000.00	430,375.04	
		2.875 ROMANIA 420413	368,000.00	249,435.92	
		3.375 ROMANIA 500128	160,000.00	109,273.92	
		3.875 POLAND 391022	1,205,000.00	1,238,182.68	
		4.125 BULGARIA 290923	814,000.00	859,498.53	
		4.5 BULGARIA 330127	236,000.00	259,163.99	
		4.625 BULGARIA 340923	440,000.00	488,399.42	
		4.625 FIN DEPT GO 310117	825,000.00	837,086.25	
		4.75 SENEGAL 280313	1,760,000.00	1,655,394.40	
		4.875 BENIN INTL 320119	1,137,000.00	1,037,975.82	

	4.875 BULGARIA 360513	1,338,000.00	1,493,800.06	
	4.875 IVORY COAST 320130	545,000.00	492,182.68	
	5.25 IVORY COAST 300322	230,000.00	221,088.36	
	5.5 ROMANIA 280918	202,000.00	212,308.06	
	5.625 ARAB REPUB 300416	2,050,000.00	1,834,493.75	
	5.625 ROMANIA 360222	590,000.00	583,107.02	
	5.875 IVORY COAST 311017	310,000.00	297,809.25	
	6.375 ARAB REPUB 310411	240,000.00	217,131.00	
	6.875 IVORY COAST 401017	720,000.00	646,208.99	
	国債証券 小計	17,596,000.00	16,521,884.72 (2,644,823,305)	
	特殊債券 2.45 BULGARIAN EN 280722	1,930,000.00	1,803,787.65	
	特殊債券 小計	1,930,000.00	1,803,787.65 (288,750,327)	
ユーロ合計		19,526,000.00	18,325,672.37 (2,933,573,632)	
	合計		50,739,353,377 (50,739,353,377)	

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券	184銘柄	90.75%
	特殊債券	10銘柄	2.93%
	社債券	23銘柄	6.32%
ユーロ	国債証券	22銘柄	90.16%
	特殊債券	1銘柄	9.84%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

#### 2【ファンドの現況】

##### 【グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）】

##### 【純資産額計算書】

2024年12月30日現在

(単位：円)

資産総額	12,944,093,784
負債総額	10,506,547
純資産総額( - )	12,933,587,237
発行済口数	11,983,397,596口

1口当たり純資産価額( / )	1.0793
(10,000口当たり)	(10,793)

(参考)

## グローバル株式インカム マザーファンド

## 純資産額計算書

2024年12月30日現在

(単位:円)

資産総額	65,050,056,364
負債総額	257,598,501
純資産総額( - )	64,792,457,863
発行済口数	10,635,683,028口
1口当たり純資産価額( / )	6.0920
(10,000口当たり)	(60,920)

## ワールド・リート・オープン マザーファンド

## 純資産額計算書

2024年12月30日現在

(単位:円)

資産総額	108,525,222,314
負債総額	46,957,036
純資産総額( - )	108,478,265,278
発行済口数	28,037,191,849口
1口当たり純資産価額( / )	3.8691
(10,000口当たり)	(38,691)

## エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

## 純資産額計算書

2024年12月30日現在

(単位:円)

資産総額	55,530,363,524
負債総額	169,485,728
純資産総額( - )	55,360,877,796
発行済口数	9,661,343,852口
1口当たり純資産価額( / )	5.7301
(10,000口当たり)	(57,301)

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

<更新後>

###### (1) 資本金の額等

2024年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

###### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

###### 管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a)運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

###### ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2024年12月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	809	40,305,480
追加型公社債投資信託	16	1,556,148
単位型株式投資信託	86	389,252
単位型公社債投資信託	45	113,323
合計	956	42,364,203

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

#### (1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2024年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (2024年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
PayPay銀行株式会社	72,216 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社筑波銀行	48,868 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉興業銀行	62,120 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十六銀行	36,839 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社鳥取銀行	9,061 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社宮崎太陽銀行	8,752 百万円	銀行業務を営んでいます。
アーク証券株式会社	2,619 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
アイザワ証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
安藤証券株式会社	2,280 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

とちぎんＴＴ証券株式会社	1,001	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	54,323	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
木村証券株式会社	500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
共和証券株式会社	500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
篠山証券株式会社	100	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
荘内証券株式会社	100	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
北洋証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ニュース証券株式会社	1,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
スターツ証券株式会社	500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
中銀証券株式会社	2,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東武証券株式会社	420	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
内藤証券株式会社	3,002	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
第四北越証券株式会社	600	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィリップ証券株式会社	950	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日産証券株式会社	1,500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社証券ジャパン	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松阪証券株式会社	100	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三にいがた証券株式会社	852	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
リテラ・クリア証券株式会社	3,794	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三津井証券株式会社	558	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
明和証券株式会社	511	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
山形証券株式会社	100	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
豊証券株式会社	2,540	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

<訂正前>

該当ありません。(2024年6月末現在)

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

<訂正後>

該当ありません。(2024年12月末現在)

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久保 直毅指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）の2024年6月13日から2024年12月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）の2024年12月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所指定有限責任社  
員 業務執 公認会計士 山 田 信 之  
行社員指定有限責任社  
員 業務執 公認会計士 田 嶋 大 士  
行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年12月3日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴見将史

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田嶋大士

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。